

みどり豊かでうるおいのある
県土づくり条例

事前協議の手引き



令和7年10月
香川県みどり保全課

目 次

第 1 部	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の概要について	
Ⅰ.	条例制定の基本的な考え方	1
Ⅱ.	事前協議制度について	2
Ⅲ.	みどりの保全協定について	5
Ⅳ.	事前協議の流れについて	7
Ⅴ.	事前協議制度についての主な Q & A	10
第 2 部	土地開発行為の審査基準について	
Ⅰ.	一般基準	14
Ⅱ.	技術基準	21
Ⅲ.	参考資料	43
第 3 部	協議書の作成要領等について	
第一	協議書について	46
Ⅰ.	協議書の作成要領	46
Ⅱ.	協議書の記載要領	46
Ⅲ.	変更協議書の記載要領	49
Ⅳ.	市町・地域住民説明会の開催について	49
Ⅴ.	開発区域下流河川・水路等現況調査要領	50
Ⅵ.	協議書の必要書類チェック表	52
第二	土地開発行為の施工管理について	53
Ⅰ.	届出等	53
Ⅱ.	施工管理上の留意点	55
第三	協議書等記載例	57
第 4 部	みどりの保全協定について	
Ⅰ.	みどりの保全協定実施要領	66
Ⅱ.	みどりの保全協定の締結方法等について	82
第 5 部	条例、規則等	
Ⅰ.	条例	89
Ⅱ.	規則	96
	第 1 号様式～第 9 号様式	102
Ⅲ.	その他様式	111
Ⅳ.	協議書等の提出窓口関係機関	121

第1部 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の概要について

I. 条例制定の基本的な考え方	1
II. 事前協議制度について	2
III. みどりの保全協定について	5
IV. 事前協議の流れについて	7
V. 事前協議制度についての主なQ&A	10

I. 条例制定の基本的な考え方

1. 制定の目的

近年、森林等のみどりが有する県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止等の様々な公益的機能に対して、県民の期待や関心が高まっています。

県土面積が全国で最も狭く、土地の利用度が高い本県において、森林等のみどりを守り育てていくためには、県土の計画的な緑化と、土地利用の適切な調整を行うことが重要な課題となっています。

このようなことから、県民の参加と協働の下、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を積極的に進め、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資することを目的として、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号。以下「条例」という。）を制定しました。

2. 条例の特徴

- (1) みどりに関する施策を総合的に実施するため、緑化の推進とみどりを保全するために必要な土地利用の調整という、二つの大きな施策を一つの条例にまとめました。
- (2) これまでの埋立地等に加え、新たに、開発跡地等みどりが失われている土地についても「緑化推進地域」として指定し、計画的に緑化を進めることができるよう、みどりの復元方策を導入しました。
- (3) みどりを保全するために必要な土地利用の調整を行う手続を法的に根拠づけ、事前協議制度を導入しました。
- (4) 土地開発行為後の跡地の緑化を確実にするための保証措置として、みどりの保全協定制度を導入しました。

3. 条例の体系

第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

- ・条例の制定目的、定義、県の責務、県民及び事業者の責務、市町との連携について規定

第 2 章 緑化の推進とみどりの保全に関する施策

第 1 節 緑化推進等基本計画（第 6 条）

- ・緑化推進等基本計画を条例に基づく計画として規定

第 2 節 緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方（第 7 条～第 12 条）

- ・公共施設や民間施設の緑化、森林や農地の保全等、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方について規定

第 3 節 緑化推進地域（第 13 条～第 15 条）

- ・知事は、埋立地や開発跡地等、緑化を推進することが特に必要な土地の区域を緑化推進地域に指定し、土地所有者等と緑化を推進することについて規定

第 4 節 土地開発行為の事前協議等（第 16 条～第 24 条）

- ・事業者は一定規模（森林は 0.1ha、その他は 1ha）以上の土地開発行為を行う場合には、あらかじめ、知事に協議しなければならないことについて規定
- ・知事は、必要と認める場合には、事業者と開発区域のみどりの保全を図るために必要な事項を内容とする協定を締結することについて規定
- ・事前協議制度の実効性を高めるために命令、公表、立入検査等について規定

第3章 雑則 (第25条、第26条)

- ・知事は、許認可等を行うに当たっては、協議終了通知書等の内容に配慮すること等について規定

第4章 罰則 (第27条～第30条)

- ・事前協議を行わずに土地開発行為を行った者等に対する罰則について規定

Ⅱ. 事前協議制度について

1. 事前協議の考え方

土地開発行為を行うに当たっては、現在、各種の法令等によりさまざまな規制が行われていますが、みどりを保全するために必要な土地利用の調整を行うためには、事業者が開発行為に着手する前に、知事と十分な協議、調整を行うことが極めて重要です。

このようなことから、事業者と知事が対等の立場で話し合い、協議、調整を行うという仕組みを制度化したものです。

2. 対象行為

(1) 土地開発行為の定義(条例第2条第2号)

「土地開発行為」とは、土地の形質を変更する行為であり、条例第2条第2号で規定しています。

土地開発行為：次に掲げる行為をいう。

- ア 土石を採取し、又は鉱物を掘採すること。
- イ 土砂等により土地を埋め立てること。
- ウ ア及びイに掲げる行為のほか、土地の形質を変更すること。

(2) 対象地域

県内全域を対象地域とします。

(3) 事前協議が必要な土地開発行為(条例第16条第1項)

土地開発事業者は、次に掲げる土地開発行為を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければなりません。

- ① 開発区域に含まれる森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.1ha以上である土地開発行為
- ② 開発区域の面積が1ha以上である土地開発行為(前号に掲げる土地開発行為を除く。)
- ③ 前2号に掲げる土地開発行為に相当する土地開発行為で規則で定めるもの

上記③の規則で定める土地開発行為の概要については、次のとおりです。詳しくは、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則(平成15年香川県規則

第6号。以下「規則」という。)第2条を参照してください。(P89～P90)

条例に規定する面積(上記①又は②の面積)未満の土地開発行為であっても、土地開発行為が行われた土地に隣接して行おうとする場合で、隣接地で行われた土地開発行為と同一性、又は一体性があるものと認められ、かつ、隣接地の開発面積と合計すれば条例の面積要件を満たす土地開発行為については、条例が適用されます。

なお、事前協議を行う必要がある土地開発事業者とは、土地開発行為を自ら行い、又は他の者に行わせる者をいいます。

(4) 適用除外(条例第16条第2項)

都市計画法の開発許可に係る行為、廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設設置許可に係る行為、非常災害のため必要な応急措置として行われる行為等、以下の土地開発行為については、条例の適用除外としています。

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可に係る土地開発行為(森林法第10条の2第1項の許可に係る土地開発行為を除く。)
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の許可に係る土地開発行為
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う土地開発行為
- ④ 軽易な土地開発行為その他の規則で定める土地開発行為

上記④の規則で定める土地開発行為の主なものは、次のとおりです。詳しくは規則第3条を参照してください。(P90～P91)

- ア 国又は地方公共団体が行う土地開発行為
- イ 規則で規定する公社等が行う土地開発行為
- ウ 都市計画事業、土地区画整理事業等として行う土地開発行為
- エ 鉄道事業用施設、学校施設、電気工作物、ガス工作物等、公益上必要な施設設置のために行う土地開発行為
- オ 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為(農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地開発行為を除く。)
- カ 林業を営むために行われる土地開発行為(土石の採取又は土砂等による埋立てを伴う土地開発行為及び森林法第10条の2第1項の許可に係る土地開発行為を除く。)

3. 審査(条例第17条)

事前協議に係る土地開発行為に関する計画(以下、「開発計画」という。)が、県土の保全や水資源のかん養などのみどりの公益的機能を保全するための基準に適合するものであるかどうか、以下の観点から審査を行います。

- ① 開発計画の確実性
- ② 県土の保全
- ③ 環境の保全
- ④ 水源地の保全
- ⑤ 景観の保全
- ⑥ 環境配慮指針の配慮
- ⑦ 太陽光発電設備の設置を目的とした土地開発行為の場合の各基準の適合

4. 変更 (条例第18条)

協議終了通知書の交付を受けた土地開発事業者 (以下「土地開発協議者」という。) は、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知事へ協議しなければなりません。

知事への協議が必要な変更は次のとおりです。(規則第6条、P99 参照)

- ① 土地開発行為の目的の変更
- ② 開発区域の面積の2割以上の面積を増加させる変更
- ③ 調整池、沈砂池、擁壁等主要な防災施設の変更
- ④ 土地開発行為に伴う切土、盛土等の土工量の2割以上の量を増加させる変更
- ⑤ 土地開発行為の実施期間について2年を超える期間延長させる変更
- ⑥ 森林法第10条の2第1項の許可を要することとされる変更

上記①～⑥に該当しない変更の場合は、あらかじめ、変更届出書の提出が必要です。

5. 行為の制限 (条例第19条)

知事への協議をしていない場合、又は協議を行った場合でも知事から協議終了通知書の交付を受けるまでは、土地開発行為に着手できません。

なお、土地開発行為を行うに当たり法令等の規定により許認可等が必要な場合は、当然のことながら、協議終了通知書の交付を受けても、当該許認可等を受けるまでは土地開発行為に着手できません。

6. 命令 (条例第22条)

知事は、協議終了通知書等の交付を受ける前に土地開発行為を行った者に対し、行為を停止し、又は必要な措置をとるよう命令することができます。

また、詐欺その他の不正の行為により協議終了通知書等の交付を受けて土地開発行為を行った者に対しても、同様です。

7. 公表 (条例第23条)

知事は、条例に定められた手続や審査結果の実効性を確保すること、又は地域住民等に情報を提供し誤解やトラブル等を未然に防止することを目的として、違反の事実等を公表することができます。

8. 立入検査等 (条例第24条)

知事は、土地開発行為の状況について報告を求め、又は開発区域に立ち入り土地開発行為の状況等について検査することができます。

9. 罰則 (条例第27, 28, 29, 30条)

- (1) 知事の命令に違反した者は、6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられます。
- (2) 協議終了通知書等の交付を受けずに土地開発行為を行った者は、30万円以下の罰金に処せられます。
- (3) 知事に対して必要な報告をせず、又は立入検査を拒んだ者等は、20万円以下の

罰金に処せられます。

10. その他

(1) 経過措置

平成 15 年 4 月 1 日の事前協議制度施行時点で、次に掲げる土地開発行為については、条例の事前協議の手続は必要ありません。

ただし、施行日以後、法令等の規定により新たに許認可等の手続が必要になった場合には、その時点で、条例の事前協議の手続が必要になります。詳しくは、規則の附則（P100）を参照してください。

- ① 現に土地開発行為が行われている土地の区域における土地開発行為（②又は③を除く。）
- ② 法令等の規定により許認可等を要する土地開発行為であって、当該許認可等を受け、又はその申請等がされているもの
- ③ 香川県大規模土地開発事業指導処理要綱に基づく協議が開始され、又は香川県森林保全対策要綱に基づく届出がされた土地開発行為

(2) その他

平成 15 年 4 月 1 日から条例の事前協議制度が施行されるのに伴い、香川県大規模土地開発事業指導処理要綱に基づく事前協議制度、香川県森林保全対策要綱に基づく林地開発事前指導申出及び小規模林地開発届出制度は原則として廃止し、条例の事前協議制度に移行します。

IV. みどりの保全協定について

土地開発行為後の跡地が、緑化等がされず放置されることは、災害防止や景観保全等の観点から非常に大きな問題であることから、知事と土地開発協議者が、あらかじめ、開発区域の整備緑化について、協定を締結することとしています。

1. 土地開発協議者との協定締結（条例第 21 条第 2 項）

森林法第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となっている民有林において次に掲げる土地開発行為を行う場合には、みどりの保全を図るために知事と緑化に関する協定を締結する必要があります。

（みどりの保全協定実施要領 P82 参照）

- ① 土石の採取又は鉱物の掘採行為
- ② 法高 20m 以上又は法面積 2,000 m² 以上の法面が形成される土地開発行為
- ③ その他知事が特に開発区域の緑化が必要と認める土地開発行為

2. 協定の締結に当たっての考え方

(1) 協定に基づく保証措置

土地開発協議者は、知事との協定に基づき、開発区域の整備緑化（以下、「整備緑化」という。）を行うものとし、整備緑化を行うことを保証するために必要な措置をとるものとします。

（２）現金による保証

土地開発協議者が整備緑化を行うことを保証するためにとる必要な措置は、現金による保証を原則とします。

現金による保証は、土地開発協議者又は現金保証を承諾した第三者が整備緑化の施工に必要な費用（以下「緑化費用」という。）を金融機関に預金し、質権を設定するものとします。

（３）緑化費用の算定等

緑化費用は、開発区域の面積に知事が定めた土地開発行為の区分に応じた単価を乗じて算定します。

なお、算定した額が開発区域の状況等から著しく不相当と知事が認めた場合には、土地開発協議者が算定した額（知事による積算根拠の承認が必要）によることができます。

（４）組合による保証

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）に加入している土地開発協議者は、現金による保証に代えて、当該組合の連帯保証とすることができます。

なお、連帯保証ができる組合は、緑化費用の積み立てを目的とした規約等を制定している組合で、あらかじめ、知事の承認を受けた組合に限ります。

（５）連帯保証人による保証

緑化費用が 100 万円に満たない土地開発行為を行う土地開発協議者は、現金による保証、組合による保証に代えて、連帯保証人による保証とすることができます。

なお、連帯保証人になることができる者は、知事が保証を行う資格があると認める者に限ります。

（６）保証額の上限等

土地開発協議者が現金による保証として質権を設定する額については、当分の間、1,000 万円をその上限とします。

組合及び組合以外の連帯保証人が保証する債務については、（３）により算定した緑化費用の範囲内とし、かつ、その上限は、上記に規定する額とします。

V. 事前協議の流れについて

1. 協議書の提出時期

土地開発事業者は、土地開発行為を行うに当たり法令等の規定により許認可等の手続が必要な場合には、当該許認可等に係る申請等の手続に先立ち協議書を提出するよう努めなければならないと、条例第 16 条第 3 項に規定されています。

これは、条例の手続が、開発計画の適否について、法令等の許認可等の見込みも含

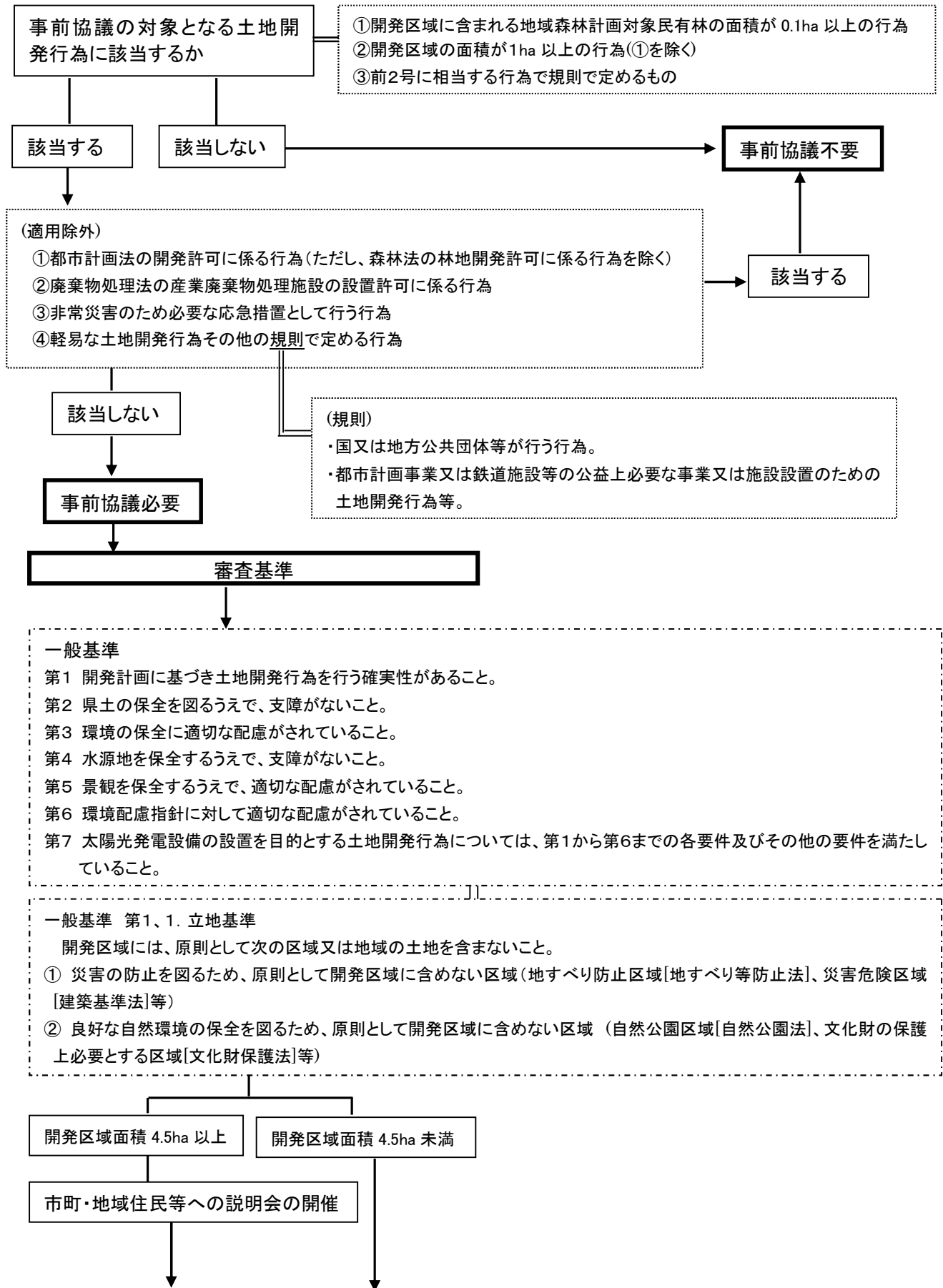
めて総合的な審査、調整を行うものであるため、法令等の手続に先立って実施すべきものであると考えているからです。

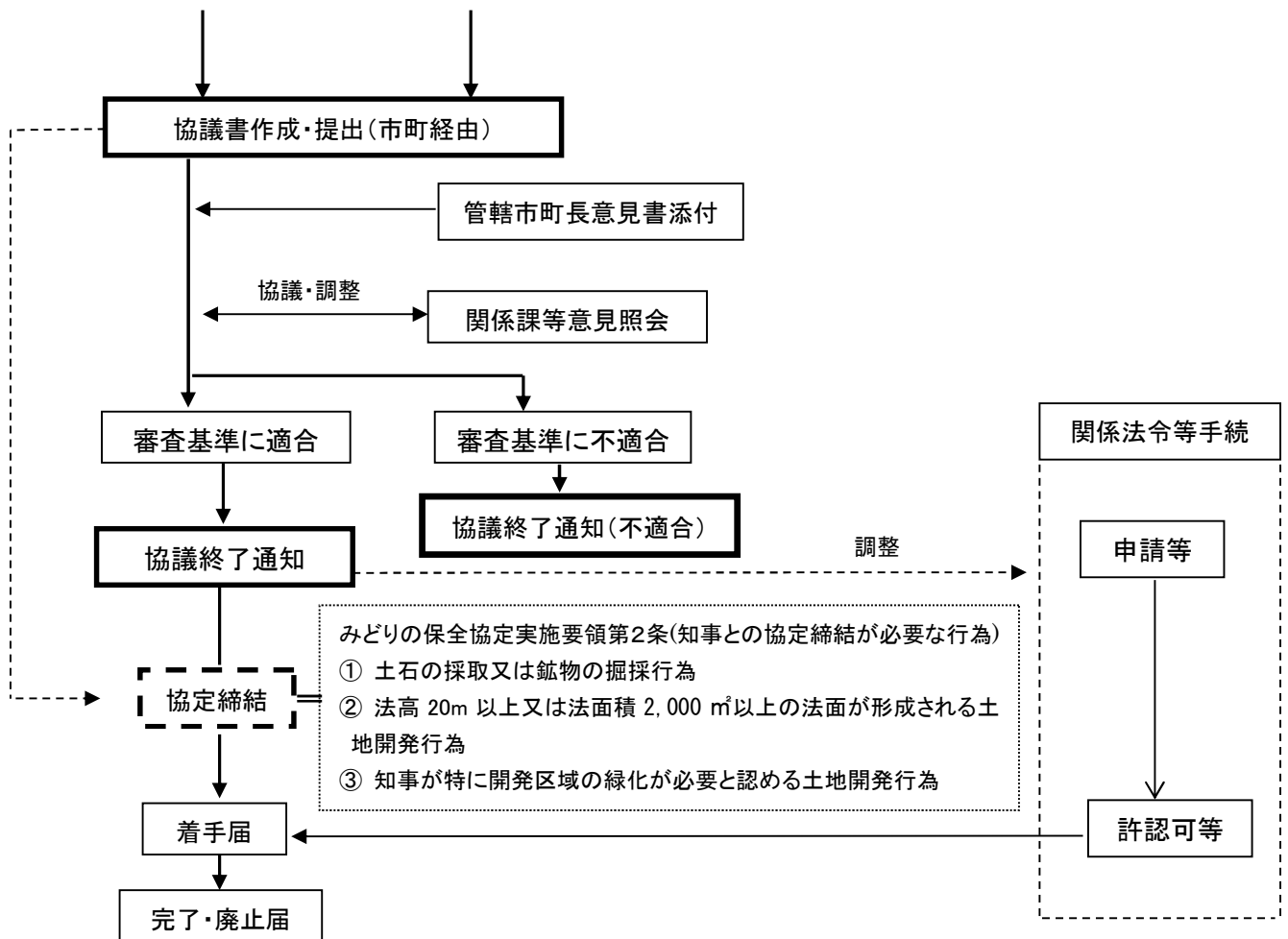
2. 手続の流れ

協議書は開発区域を管轄する市町に提出してください。その後、各林業事務所又は小豆総合事務所環境森林課を経由して、県みどり保全課にて審査を行います。

事前協議の手続の流れについては、フロー図を参考にしてください。(P 8～P 9 参照)

事前協議制度の手続フロー図





VI. 事前協議制度についての主なQ & A

Q. 1 土地開発行為とはどのようなものですか。

A. 1 条例では、土地開発行為を土石の採取や土地の埋立行為等の土地の形質を変更する行為と規定しています。

Q. 2 条例の事前協議が必要な土地開発行為とはどのようなものですか。

A. 2 次の①～③に該当する土地開発行為は、事前協議が必要です。

- ① 開発区域に含まれる森林（森林法の地域森林計画対象民有林）の面積が 0.1ha 以上である土地開発行為
- ② 開発区域の面積が 1 ha 以上の土地開発行為（①を除く。）
- ③ ①、②に規定する面積未満の土地開発行為であっても、土地開発行為が行われた土地に隣接して行おうとする場合で、隣接地で行われた土地開発行為と同一性、又は一体性があるものと認められ、かつ、隣接地の開発面積と合計すれば①、②の面積要件を満たす土地開発行為については、事前協議が必要です。
(条例第 16 条第 1 項及び規則第 2 条、P96～P97 参照)

Q. 3 条例の事前協議が不要となる土地開発行為とはどのようなものですか。

A. 3 条例の事前協議が必要な規模の土地開発行為であっても、次に該当するものは知事への事前協議は必要ありません。

- ① 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可に係る土地開発行為（森林法の林地開発許可に係る土地開発行為を除く。）
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に係る土地開発行為
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う土地開発行為
- ④ 規則で定められている次の土地開発行為
 - ア 国や地方公共団体が行う土地開発行為
 - イ 規則で規定する公社等が行う土地開発行為
 - ウ 都市計画事業、土地区画整理事業等として行う土地開発行為
 - エ 鉄道事業用施設、学校施設、電気工作物、ガス工作物等、公益上必要な施設設置のために行う土地開発行為
 - オ 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為（農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可に係る土地開発行為を除く。）
 - カ 林業を営むために行われる土地開発行為（土石の採取又は土砂等による埋立てを伴う土地開発行為及び森林法の林地開発許可に係る土地開発行為を除く。）
 - キ 土地の通常管理のために必要な土地開発行為

なお、上記④は規則第 3 条で詳しく規定してあります。（P97～P98 参照）

Q. 4 協議書の提出方法等はどうするのですか。

A. 4 協議書の様式や協議書に添付する書類等については、規則で規定してあります。

また、協議書は、開発区域を管轄する市町に提出することになっています。

知事への事前協議が必要な土地開発行為を行おうとするときは、必ず行為に着手する前に知事から協議終了通知書の交付を受けてください。

なお、土地開発行為を行うに当たり法令等の許認可等が必要な場合には、それらの申請手続の前に協議書を提出してください。

Q. 5 開発計画の内容を審査する場合の基準はどうなっているのですか。

A. 5 開発計画の内容が、県土の保全、水資源のかん養その他のみどりの公益的機能を保全するための基準に適合するものであるかどうかについて審査することになっています。

なお、その具体的な基準については、別途定めて公表しています。(審査基準P14～P42 参照)

Q. 6 事前協議をした後に、開発計画の内容が変わった場合はどうするのですか。

A. 6 協議書が提出された場合には、その開発計画の内容について審査した後、知事から協議終了通知書が土地開発事業者に交付されます。

協議終了通知書の交付を受けた後で開発計画の内容が変更になる場合には、変更協議が必要になります。ただし、軽微な変更の場合には、あらかじめ、変更届を提出することになります。

Q. 7 知事から協議終了通知書の交付を受ける前に土地開発行為に着手した場合はどうなるのですか。

A. 7 知事から協議終了通知書の交付を受ける前に土地開発行為に着手した場合は、条例の規定により罰則の適用を受けるおそれがありますので、必ず協議終了通知書の交付を受けてから土地開発行為に着手してください。

なお、開発計画の内容を変更する場合も、変更協議終了通知書の交付を受ける前に変更行為に着手することは禁じられています。

Q. 8 協議終了通知書の交付を受けた後は土地開発行為に着手してもいいのですか。

A. 8 土地開発行為を行うに当たって、法令等に基づく許認可等が不要な場合には、協議終了通知書の交付を受けた後は行為に着手できますが、許認可等が必要な場合には、当然ながら当該許認可等を受けてから土地開発行為に着手することになります。

なお、土地開発行為に着手した場合には5日以内に着手届出書を、休止（廃止）する場合にはあらかじめ休止（廃止）届出書を、土地開発行為を完了した場合には10日以内に完了届出書を、それぞれ開発区域を管轄する市町に提出してください。

Q. 9 知事は、必要と認める場合には、土地開発協議者とみどりの保全協定を締結することですが、どのような場合に締結するのですか。

A. 9 開発計画に係る開発区域のみどりの保全を図るため、知事は地域森林計画対象民有林において次に該当する土地開発行為を行う土地開発協議者と、みどりの保全協定を締結することにしています。

① 土石の採取又は鉱物の掘採行為

② 法高20メートル以上又は法面積2,000平方メートル以上の法面が形成される土地開発行為

③ ①、②に掲げるもののほか、知事が特に開発区域の緑化が必要と認める土地開発行為
なお、協定の締結方法、内容等については、みどりの保全協定実施要領等で定められています。(P66～P88 参照)

Q. 10 条例には、命令・公表・立入検査等の規定がありますが、どのような理由で定められているのですか。また、どのような場合にその対象となるのですか。

A. 10 事前協議制度の実効性、確実性等を確保するために規定したものです。

協議終了通知書等の交付を受ける前に土地開発行為を行ったり、又は詐欺その他の不正の行為により協議終了通知書等の交付を受けて土地開発行為を行った土地開発事業者に対して、行為の停止等を命令することができることになっています。

知事から命令を受けたり、又は協議内容と異なる土地開発行為を行った土地開発事業者に対しては、その氏名等の公表ができることになっています。

また、土地開発行為の状況等について報告を求めたり、立入検査をすることができることになっています。

Q. 11 どのような場合に罰則が適用されるのですか。

A. 11 知事の命令に違反した場合には、6か月以下の懲役（令和7年6月1日以降は拘禁刑）又は50万円以下の罰金に処せられます。

協議終了通知書等の交付を受ける前に土地開発行為を行った場合には、30万円以下の罰金に処せられます。

知事から土地開発行為の状況について報告を求められても報告をしなかったり、立入検査を拒んだりした場合等には、20万円以下の罰金に処せられます。

Q. 12 事前協議制度の施行に当たっては、既着手行為等についての経過措置が規定されているとのことですが、どのようなものなのでしょうか。

A. 12 事前協議制度施行の日（平成15年4月1日）に、次の①～③に該当する土地開発行為は、条例の事前協議を行う必要はありません。

① 現に土地開発行為が行われている土地の区域における土地開発行為（②、③に該当するものは除く。）

② 法令等の規定による許認可等が必要な土地開発行為であって、当該許認可等を受け、

又はその申請等がされているもの

- ③ 香川県大規模土地開発事業指導処理要綱に基づく協議が開始され、又は香川県森林保全対策要綱に基づく届出がされた土地開発行為

ただし、上記①～③に該当しても、事前協議制度施行の日以後に、法令等の規定により新たに許認可等が必要になった場合には、事前協議が必要になります。

詳しくは規則の附則に定められています。(P100 参照)

Q. 13 令和7年10月1日から、土砂等埋立事業についての内容が削除されていますが、どのような理由によるものですか。

A. 13 土砂等を使用した土地の埋立て等による土壌の汚染対策として、令和7年3月25日付けで香川県生活環境の保全に関する条例を改正し、同年10月1日から同条例により規制することとしたためです。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/dosyajyorei/index.html>

第 2 部 土地開発行為の審査基準について

I. 一般基準		14
II. 技術基準		21
III. 参考資料		43

条例第 17 条第 1 項に規定する基準(以下「審査基準」という。)は次のとおりです。

I. 一般基準

第 1 開発計画に基づき土地開発行為を行う確実性があること。

1. 立地基準

- (1) 災害の発生の防止及び地域の良い自然環境を保全するため、次の区域は原則として開発区域に含めないものとする。

ただし、当該区域等を含めることがやむを得ないと認められ、かつ、土地開発行為を行うにつき、当該法令等に基づく許認可等が受けられることが確実である場合は、この限りでないものとする。

①災害の防止を図るため、原則として開発区域に含めない区域

- ア 地すべり防止区域(地すべり等防止法[昭和 33 年法律第 30 号])
- イ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律[昭和 44 年法律第 57 号])
- ウ 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律[平成 12 年法律第 57 号]。以下「土砂災害防止法」という。)
- エ 砂防指定地(砂防法[明治 30 年法律第 29 号])
- オ 香川県地域防災計画の災害予防計画のうち防災上注意すべき区域等(災害対策基本法[昭和 36 年法律第 223 号])
- カ 保安林及び保安施設地区の区域(森林法[昭和 26 年法律第 249 号])
- キ 災害危険区域(建築基準法[昭和 25 年法律第 201 号])

②良好な自然環境の保全を図るため、原則として開発区域に含めない区域

- ア 自然公園区域(自然公園法[昭和 32 年法律第 161 号])
- イ 文化財の保護上必要とする区域(文化財保護法[昭和 25 年法律第 214 号])
- ウ 鳥獣保護区のうち特別保護地区の区域(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律[平成 14 年法律第 88 号])
- エ 指定希少野生生物保護区(香川県希少野生生物の保護に関する条例[平成 17 年香川県条例第 44 号])
- オ 自然環境保全地域(自然環境保全法[昭和 47 年法律第 85 号])並びに香川県自然環境保全地域、香川県緑地環境保全地域及び自然記念物(香川県自然環境保全条例[昭和 49 年香川県条例第 17 号])
- カ 自然海浜保全地区(瀬戸内海環境保全特別措置法[昭和 48 年法律第 110 号])
- キ 農業振興地域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律[昭和 44 年法律第 58 号])

③その他知事が必要と認める地区・地域

- (2) 開発行為に係る森林が、別紙 1 の「開発行為が認められない森林」に該当しないこと。

2. 具体性・計画性及び行為の確実性

- (1) 開発計画の内容が具体的であること。また、開発区域の面積が 4.5 ヘクタール以上
の場合は、開発目的に係る需要の見通しが確実であること。

- (2) 開発計画が、国、地方公共団体等の土地利用に関する計画又は構想並びに公共施設等の整備計画と適合し、かつ、地域住民の生活環境に配慮されたものであること。
- (3) 開発計画が、大規模で長期にわたる土地開発行為の一部である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- (4) 開発計画区域内に現存するため池等防災機能を有する施設を極力保存するものであること。
- (5) 開発区域及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する場合又は土地開発行為の期間中に埋蔵文化財を発見した場合は、当該教育委員会と十分連絡調整を行うとともに、できる限り公園、緑地として計画し、埋蔵文化財の保護保全に努めること。

3. 規模の妥当性

土地開発行為の規模は、土地開発行為の目的を実現するために必要かつ最小限度のものであること。

4. 資力・信用・能力

土地開発行為の施行及び施行後の開発区域の維持管理を行うために必要な資力、信用、能力があること。

なお、資力については県税の納税に未納や滞納がないこと。また、信用については別紙2の欠格事由に該当しないこと。

5. 権原又は同意取得の確実性

(1) 土地開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ているか又は同意を得ることが確実であること。

(2) 開発区域の面積が4.5ヘクタール以上の場合、土地開発行為に関係がある地域の市町及び住民その他の関係者に対して当該開発計画の内容を周知していること。

6. 許認可手続の確実性

土地開発行為及びその土地の利用目的の実施に当たり、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等を受けることが確実であること。

第2 県土の保全を図るうえで、支障がないこと。

- 1. 土地開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び土地開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。
- 2. 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。
- 3. 切土、盛土又は捨土を行った後に法面が生じる場合には、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。
- 4. 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が上記3によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地の利用実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その

他の法面崩壊防止の措置が講ぜられるものであること。

5. 開発区域が他人の土地に隣接する場合には、隣地の崩壊を防止するため適切な措置が講ぜられるものであること。
6. 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられるものであること。
7. 捨土は適切な場所で行われるものであること。
8. 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。
9. 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられるものであること。
10. 災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。
11. 土地開発行為に伴い土砂流出による災害が発生するおそれがある場合には、十分な容量と構造を有するえん堤、沈砂池その他の土砂流出防止施設（以下「土砂流出防止施設」という。）が設置されるものであること。
12. 土地開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要な土砂流出防止施設、排水施設、洪水調整池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行われるものであること。
13. 土地開発行為の完了後においても設置した土砂流出防止施設、排水施設、洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等、完了後の維持管理方法が明らかであること。
14. 土地開発行為が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する場合は同法第 33 条第 1 項第 7 号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 13 条第 1 項の基準に、同法第 30 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 31 条第 1 項の基準に適合するものであること。ただし、「Ⅱ 技術基準」に定める基準に満たない部分がある場合には、当該部分はこの限りではない。

第 3 環境の保全に適切な配慮がされていること。

1. 自然環境等の保全

- （1）自然環境に及ぼす影響が最小限にとどめられるよう配慮され、修復、再生にも努められているものであること。
- （2）土地開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、相当面積の森林又は緑地の残置若しくは造成が適切に行われるとともに、それらが善良に維持管理されるものであること。

- (3) 土地開発行為により、森林等を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後ににおける原状回復等の事後措置が適切に行われるものであること。

2. 生活環境の保全

- (1) 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物(廃棄物を除く)をいう。)による埋立て等(埋立て、盛土、その他の土地への堆積をする行為をいう。)を行う場合は、「香川県生活環境の保全に関する条例」を遵守すること。
- (2) 周辺地域への騒音、粉じん等の著しい影響がある場合には、必要な森林の残置その他の必要な措置が講ぜられるものであること。
- (3) 土地開発行為の目的に即して土地利用が行われることによって、周辺地域の住民の生活環境等に著しい悪影響を及ぼさないよう配慮されていること。また、必要に応じて、公共施設等の整備、交通輸送の便等に支障がないように配慮されていること。

第4 水源地を保全するうえで、支障がないこと。

1. 土地開発行為を行う森林の現に有する水資源のかん養機能からみて、当該森林に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
2. 他に適地がない等により、やむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を土地開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。
3. 周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。

第5 景観を保全するうえで、適切な配慮がされていること。

景勝地等の優れた自然景観や良好な農地・農村景観等に著しい影響を及ぼすことのないよう適切な配慮がされているとともに、開発跡地の緑化措置等によりその復元・創出に努められているものであること。

第6 環境配慮指針に対して適切な配慮がされていること。

環境影響評価制度の対象とならない一定規模未満の土地開発行為については、香川県環境配慮指針(平成12年6月策定)に規定する配慮事項に対して、適切な配慮がされていること。

第7 太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為については、第1から第6までの各要件及び以下に掲げる要件を満たしていること。

- 1 太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、土地所有

者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずる旨を盛り込むよう努めること。

また、発電事業終了後の施設の解体・処分が適正に行われ、解体後の土地の整地等を適切に行い災害が発生しないよう努めるなど、周辺地域の住民の生活環境等に著しい悪影響を及ぼさないよう配慮されていること。

2 災害を発生させるおそれに関する事項

(1) 自然斜面への設置について

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかなことを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。

(2) 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮のうえ、雨水等の排水施設の断面及び構造等を検討すること。

3 「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を遵守すること

審査基準における開発行為が認められない森林

審査基準の第 1 の 1 の（２）における開発行為が認められない森林とは、次のいずれかに該当する場合の森林をいう。

- 1 違反復旧工事の実施場所において、当該違反復旧工事にかかる香川県からの完了確認通知が行われていない場合
- 2 植栽を伴う違反復旧工事の実施場所において、当該違反復旧工事の完了確認の 1 年後に行われる香川県からの植栽木等の活着確認通知が行われていない場合

審査基準における欠格事由

審査基準の第 1 の 3 における土地開発事業者の信用に係る欠格事由は、次に該当する場合をいう。

- 1 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の違反にかかる香川県からの指示又は命令に基づく復旧工事（以下「違反復旧工事」という。）を行わなければならない者が、当該違反復旧工事にかかる香川県からの完了確認通知を受けていない場合

Ⅱ. 技術基準

第1 災害の防止

1. 切土、盛土、捨土関係

(1) 工法等

- ① 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- ② 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- ③ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。
- ④ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(2) 切土

- ① 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表1を参考として現地に適合した安全なものであること。
- ② 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートル以内ごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ③ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。
- ④ 切土高又は勾配について、標準の範囲を超えて設計する必要がある場合等は、円弧すべり等の法面崩壊に対する安定計算を行い、その安全率が1.2以上であること。
- ⑤ 開発区域内の雨水を自然排水処理できない切土（以下「掘下げ」という。）は行わないこと。
- ⑥ 採石法（昭和25年法律第291号）が適用される場合は、①から⑤の基準は、「採石技術指導基準（採石技術指導基準編集委員会）」によることを妨げない。
- ⑦ 隣地境界線から表土を除去する法肩までの水平距離（保全距離）は5 m以上とすること。（下図参照）

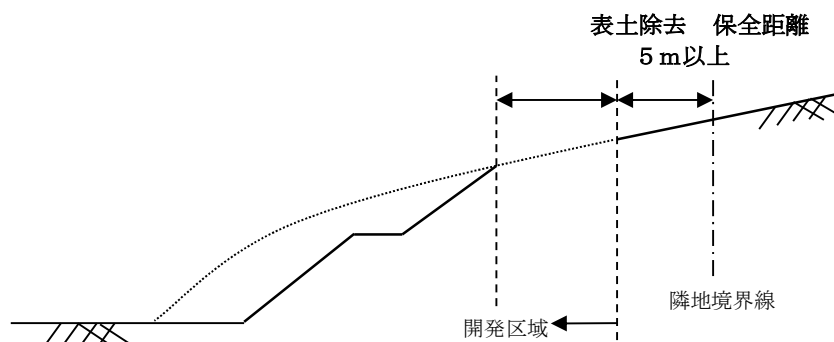
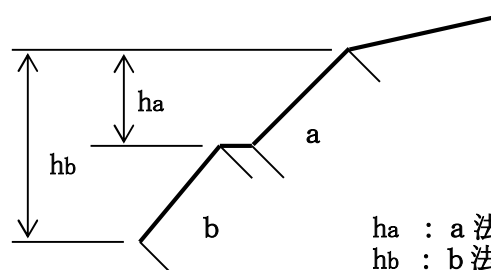


表1 切土に対する標準法面の勾配

地 山 の 土 質		切 土 高	勾 配
硬	岩		1 : 0.3～1 : 0.8
軟	岩		1 : 0.5～1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5～
砂 質 土	密実なもの	5 m以下	1 : 0.8～1 : 1.0
		5 ～10m	1 : 1.0～1 : 1.2
	密実でないもの	5 m以下	1 : 1.0～1 : 1.2
		5 ～10m	1 : 1.2～1 : 1.5
砂利又は岩塊混じり砂質土	密実なもの、又は粒度分布のよいもの	10m以下	1 : 0.8～1 : 1.0
		10～15m	1 : 1.0～1 : 1.2
	密実でないもの、又は粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0～1 : 1.2
		10～15m	1 : 1.2～1 : 1.5
粘性土、シルト		10m以下	1 : 0.8～1 : 1.2
岩塊又は玉石混じり粘性土		5 m以下	1 : 1.0～1 : 1.2
		5 ～10m	1 : 1.2～1 : 1.5

注) 土質構成等により単一勾配としないときの切土高及び勾配の考え方は下図のようにする。



- ・勾配は小段を含めない。
- ・勾配に対する切土高は当該切土法面から上部の全切土高とする。

(3) 盛土

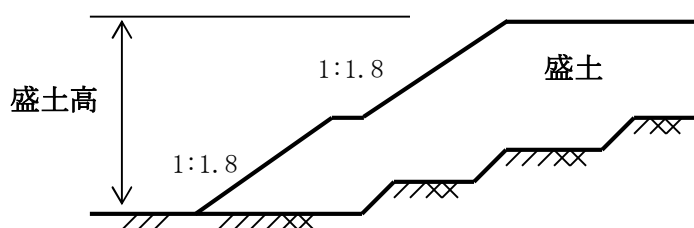
- ① 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表2を参考として現地に適合した安全なものであること。
- ② 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ③ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートル以内ごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

- ④ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ⑤ 盛土高又は勾配について、標準を超えて設計する必要がある場合等は、円弧すべり等の法面崩壊に対する安定計算を行い、その安全率が1.2以上であること。

表2 盛土材料及び盛土高に対する標準法面勾配

盛 土 材 料	盛 土 高	勾 配	摘 要
粒度の良い砂（S），礫および細粒分混じり礫（G）	5 m 以下	1 : 1.5～1 : 1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。
	5 ～ 15 m	1 : 1.8～1 : 2.0	
粒度の悪い砂（SG）	10 m 以下	1 : 1.8～1 : 2.0	
岩塊（ずりを含む）	10 m 以下	1 : 1.5～1 : 1.8	
	10 ～ 20 m	1 : 1.8～1 : 2.0	（ ）の統一分類は代表的なものを参考に示す。
砂質土（SF）、硬い粘質土、硬い粘土（洪積層の硬い粘質土、粘土など）	5 m 以下	1 : 1.5～1 : 1.8	
	5 ～ 10 m	1 : 1.8～1 : 2.0	
火山灰質粘性土（V）	5 m 以下	1 : 1.8～1 : 2.0	

注）盛土高とは、法肩と法尻の高低差をいう。（下図参照）



（４）捨土

- ① 捨土は土捨て場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。
この場合における土捨て場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
- ② 法面の勾配の設定、締め固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

2. 法面崩壊防止の措置

- （１）次の場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合、又は採石法が適用される場合で「採石技術指導基準」による場合を除く。

① 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が前述 1 の（3）ないし（4）によることが困難である場合、又は適当でない場合。

② 人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合。

(ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度（約1.7割）より急で、かつ、高さが2 mを超える場合。

ただし、硬岩盤である場合又は次の a 若しくは b のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 土質が表 3 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。（図 1、図 2、図 3 参照）

b 土質が表 3 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5 m以下のもの。

この場合において、a に該当する法面の部分により上下に分離されているときは、その法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

（図 4－1 参照）

また、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。（図 4－2 参照）

表 3

土 質	擁壁等を要しない勾配 の上限（度）	擁壁等を要する勾配 の下限（度）	
軟 岩 風化の著しいもの を除く	60度（1:0.58）	80度（1:0.18）	図 1
風化の著しい岩	40度（1:1.19）	50度（1:0.84）	図 2
砂利，真砂土，硬質粘土，その他これ に類するもの	35度（1:1.43）	45度（1:1.00）	図 3

(イ) 盛土により生ずる法面の勾配が30度（約1.7割）より急で、かつ、高さが1 mを超える場合。（図 5 の斜線部参照）

〈切土〉

図 1 軟岩の場合（風化の著しいものを除く）

図 2 風化の著しい岩の場合

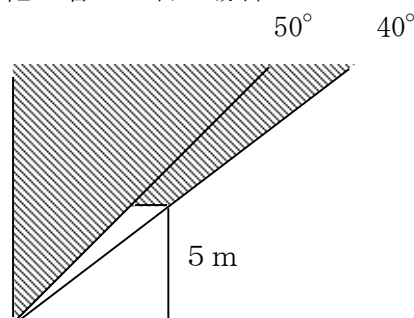
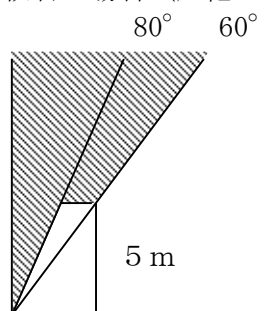


図3 砂利、真砂土、硬質粘土
その他これに類するもの

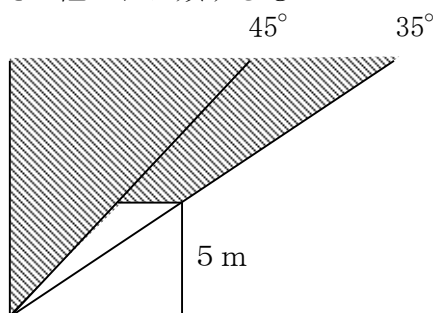
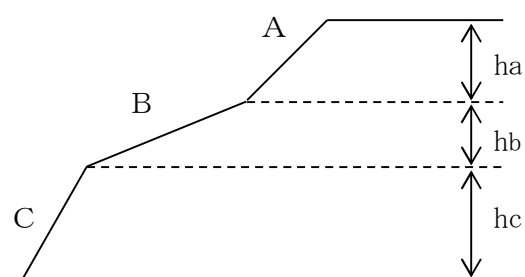


図4—1



法面Bが表3の中欄の角度以下に該当し、法面AとCの勾配が斜線部に該当する場合には、法面の高さは $h_a + h_c$ として算定する。

〈盛土〉

図5

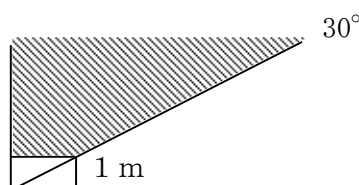
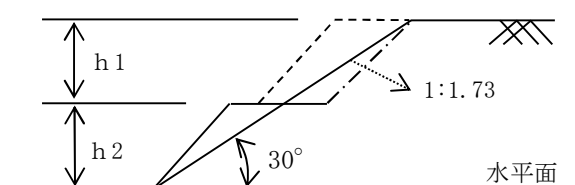


図4—2



(2) 擁壁の構造

- ① 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- ② 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、擁壁に作用する土圧等の合力の作用点が擁壁底版中央の底版幅 $1/3$ （地震時は $2/3$ ）の範囲内に入ること。
- ③ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は 1.5 （地震時は 1.2 ）以上であること。
- ④ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- ⑤ 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、内径 5.0cm 以上の水抜穴を $2 \sim 3\text{ m}^2$ に 1 箇所の割合で設けること。
- ⑥ 鉄筋又は無筋コンクリート造りの擁壁の構造が前記①～⑤の安全基準を満たす場合は、「土木構造物標準設計図集」（国土交通省制定）等の標準設計によることとして差し支えない。

3 法面保護の措置

植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

また、表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、1の（2）によるものであること。

4. 土砂流出防止の措置

- (1) 土砂流出防止施設の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
また、盛土を行った箇所等、浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。
- (2) 土砂流出防止施設の容量は、表4により算定された開発行為の工事期間中及び開発行為の完了後、地表が安定するまでの期間の流出土砂量を貯砂し得るものであること。
なお、洪水調整池と兼用する場合は、それぞれの基準を満たすものであること。

表4 1ヘクタール当たり1年間の流出土砂量

土地開発行為の期間中	300m ³ (400m ³ ～600m ³)			
土地開発行為完了後 地表が安定するまで	裸地	皆伐地、草地	道路	林地
	50m ³ (20) ※	15m ³	5 m ³	1 m ³

- (注1) 表4の2に掲げる特に災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、土地開発行為の期間中の流出土砂量は400m³～600m³(ha/年)を原則とするが、あらかじめ担当行政庁と協議を行うこと。
- (注2) 開発行為の完了後、地表が安定するまでの期間は次を標準とする。
- ア) 人家その他の公共的施設の近くでは5年間
- イ) 上記以外については3年間
- ※開発行為完了後3年間の数値。4～5年間は20 m³とする。

表4の2 特に災害が発生するおそれがある区域

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

- (3) 開発行為の工事期間中の量については、土砂流出防止施設の管理が適切に行われ、随時堆積土砂を排除することができる構造である場合は、4か月以上の容量でよい。
- (4) 開発行為の工事期間中の流出土砂量の算定については、次式を参考にすること。

$$V = 1 \text{ヘクタール当たり1年間の流出土砂量 (m}^3\text{/ha)} \times A \times T / 12$$

V : 流出土砂量 (m³)
A : 土地開発行為の面積 (ha)
T : 土砂流出防止施設の浚渫間隔 (月)
※1ヘクタール当たり1年間の流出土砂量は表4を標準とすること。
※土砂流出防止施設の浚渫間隔は4か月以上とすること。
- (5) 土砂流出防止施設の構造は、下記によるものであること。
「治山技術基準」(昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達)

「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（ 社団法人日本河川協会 ）
ただし、現場条件等を考慮して上記基準によらなくてよいと判断した場合は、この限りでない。

5. 排水関係

（１） 排水施設の断面

- ① 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、断面は計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。計画流量の算定は、原則として次によるものとする。

（ア） 流量の算定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec) V : 平均流速 (m/sec) A : 通水断面積 (m²)

（イ） 平均流速の算定

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

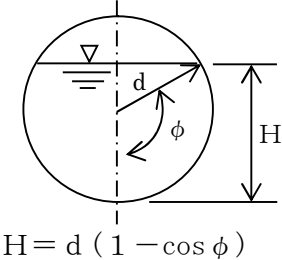
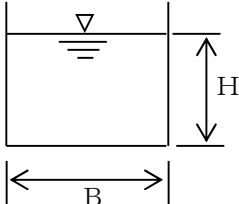
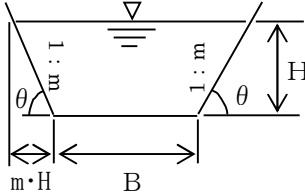
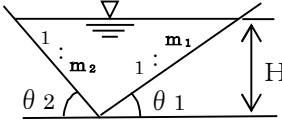
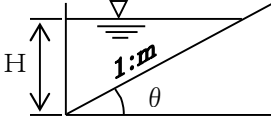
n : 粗度係数 R : 径深 = A / p (m)
p : 潤辺長 I : 水路勾配 (分数又は小数)

粗度係数は、表 5 の値を標準とする。

表5 粗度係数

排水施設の種類			粗度係数 (n)
素掘り	土		0.022 ～ 0.033
	砂	レキ	0.022 ～ 0.030
	岩	盤	0.025 ～ 0.040
現場施工	セメントモルタル		0.011 ～ 0.015
	コンクリート		0.011 ～ 0.015
	粗石	練積	0.017 ～ 0.030
		空積	0.023 ～ 0.035
工場製品	U字型側溝		0.013
	コンクリート管		0.013
	コルゲートパイプ (1形)		0.024
	コルゲートパイプ (2形)		0.033
	コルゲートパイプ (ペービングあり)		0.012

(参考) 各種断面の通水断面積及び径深

断 面 積		通水断面積 A	径 深 R
円 形	 $H = d(1 - \cos \phi)$	$d^2 \left(\phi - \frac{1}{2} \sin 2\phi \right)$ (ϕ : ラジアン)	$\frac{d}{2} \left(1 - \frac{\sin 2\phi}{2\phi} \right)$ (ϕ : ラジアン)
長 方 形		$B \cdot H$	$\frac{B \cdot H}{B + 2H}$
台 形		$H(B + m \cdot H)$ 又は $H(B + H \cot \theta)$	$\frac{H(B + m \cdot H)}{B + 2H \sqrt{1 + m^2}}$ 又は $\frac{H(B + H \cot \theta)}{B + 2H \operatorname{cosec} \theta}$
三 角 形		$\frac{H^2}{2} (m_1 + m_2)$ 又は $\frac{H^2}{2} (\cot \theta_1 + \cot \theta_2)$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m_1 + m_2}{\sqrt{1 + m_1^2} + \sqrt{1 + m_2^2}}$ 又は $\frac{H}{2} \cdot \frac{\sin(\theta_1 + \theta_2)}{\sin \theta_1 + \sin \theta_2}$
		$\frac{m \cdot H^2}{2}$ 又は $\frac{H^2 \cdot \cot \theta}{2}$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m}{1 + \sqrt{1 + m^2}}$ 又は $\frac{H}{2} \cdot \frac{\cos \theta}{1 + \sin \theta}$

(ウ) 雨水流出量の算定

原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が、別途高い精度で求められている場合には、これによって算出することができる。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量 (m³/sec) = ピーク流量

f：流出係数

r：設計雨量強度 (mm/hr)

A：集水区域面積 (ha)

- a 流出係数については、表 6、表 7 を標準とする。
(面積加重平均したものを使用すること。)

開発区域内における流出係数は、「建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説」(社団法人日本河川協会) による数値を標準とする。

表 6

密 集 市 街 地	0.9	一 般 市 街 地	0.8	畑 、 原 野	0.6
水 田	0.7	山 地	0.7		

ただし、保安林を含む林地等地表状態別の流出係数は、次表に示す値とすること。

表 7

区 分 地表状態	浸 透 能		
	小 (山岳地)	中 (丘陵地)	大 (平 地)
林 地	0.6 ～ 0.7	0.5 ～ 0.6	0.3 ～ 0.5
草 地	0.7 ～ 0.8	0.6 ～ 0.7	0.4 ～ 0.6
耕 地	—	0.7 ～ 0.8	0.5 ～ 0.7
裸 地	1.0	0.9 ～ 1.0	0.8 ～ 0.9

注) 舗装面、屋根等不浸透面については 1.0 とする。

- b 設計雨量強度は表 8 による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度を用いること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 15 条第 1 項第 4 号ロ又は土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別な配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。
- c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 8 によるものとする。
- d 雨量強度 (mm/hr) は高松地方気象台降雨強度式による。ただし、土地開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いること。

表 8

流域面積	単位時間
50 ha以下	10分
100 〃	20分
500 〃	30分

- ② 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて①に定めるものより一定程度大きく定められていること。
- ③ 洪水調整池の下流に位置する排水施設については、洪水調整池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等

- ① 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- ② 排水施設のうち暗きよである構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- ③ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- ④ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれのない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。この場合、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ていること。

(3) 太陽光発電設備の設置を目的とする場合の排水施設の断面及び構造等

- ① 排水施設の断面について
地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、(1)の表6によらず、表8の2を参考にして定められていること。

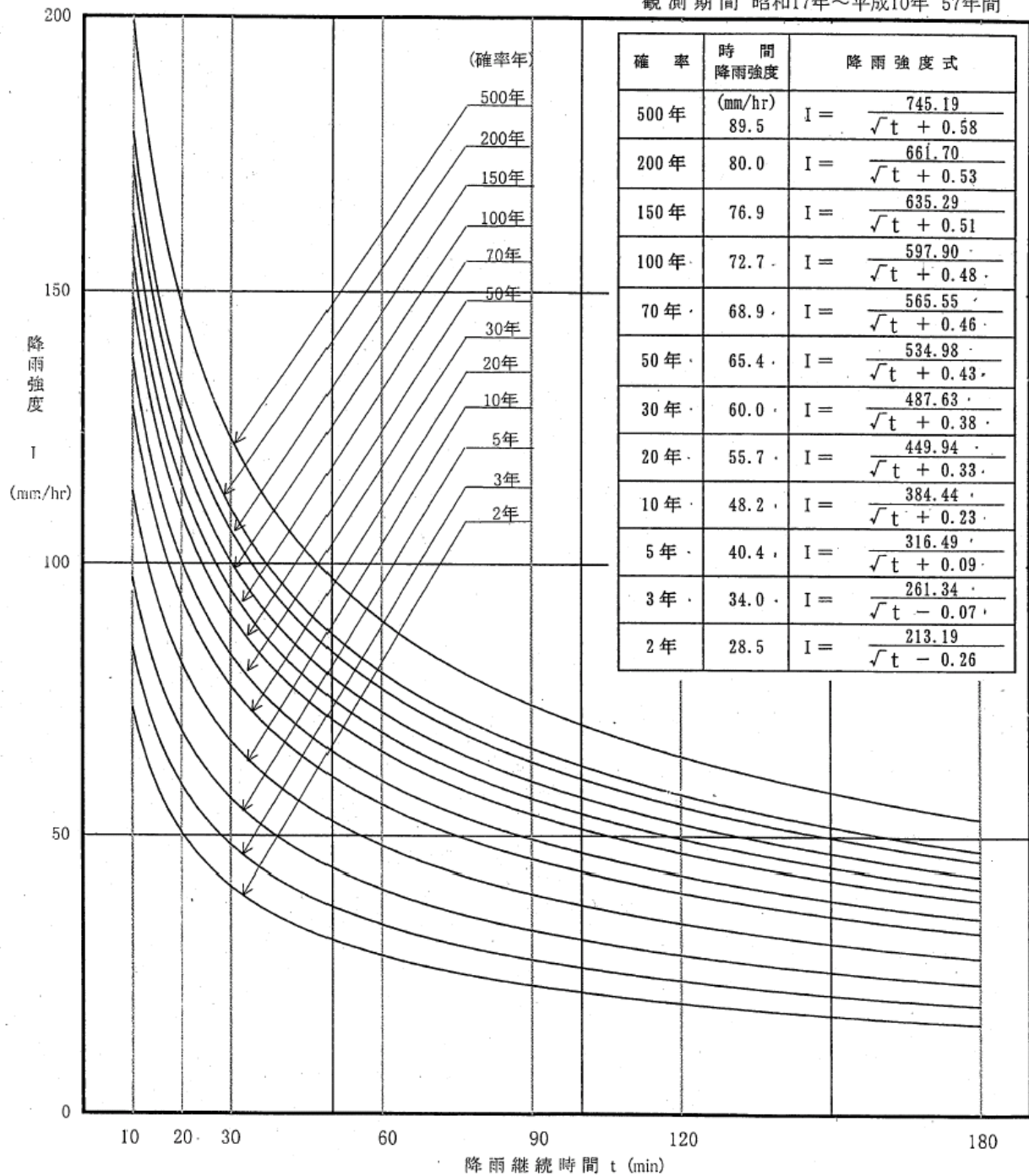
表 8 の 2

区分 地表状態	浸透能		
	小（山岳地）	中（丘陵地）	大（平地）
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

- ② 排水施設の構造等について
排水施設の構造等については、(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

降雨強度曲線図 (S17~H10)

雨量観測所 高松地方気象台
観測期間 昭和17年~平成10年 57年間



6. 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられること。技術的細則については、治山技術基準、林道技術基準、道路土工指針等を参考とする。

7. 洪水調整池等の設置等

設置対象は、原則1 ha以上の土地開発行為とし、土地開発行為に先行して設置するものとする。ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為（※）については、開発をする地域森林計画対象民有林面積が0.5haを超えるものを対象とする。なお、開発区域の状況から判断して、必要と認めない場合は、この限りでない。

また、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調整池を設置するよりも用水路等の断面を大きくすることが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、土地開発行為者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調整池の設置に代えることができる。

※ 令和5年4月1日以降に着手する土地開発行為

(1) 洪水調整池の容量

① 災害の発生の防止の観点

ア 洪水調整容量は、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において、30年確率以上の雨量強度で設計する必要があると認められる場合には、確率年を変更するものとする。

イ 土地開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超える場合は、必要があれば、この流下能力を超える流量も調整できる容量であること。

② 水害の発生の防止の観点

洪水調整容量は、当該土地開発行為を行う下流のうち、当該土地開発行為に伴うピーク流量の増加率が1%以上の範囲の中で、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、当該土地開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において、30年確率以上の雨量強度で設計する必要があると認められる場合には、確率年を変更するものとする。

また、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ていること。

③ 洪水調整容量の計算は、厳密計算法により行うこととする。ただし、簡便法により行うことが望ましい場合は、この限りでない。

④ 土地開発行為の工事期間中及び土地開発行為の完了後における洪水調整池の堆砂量を見込む場合にあっては、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

(2) 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。

(3) 洪水調整の方式

原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(4) 洪水調整池の設計

原則として次のとおりとすること。

① 下流河川等の排水能力の変化地点ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量（流下能力÷集水区域面積）を算定する。

$$Q = v \cdot a$$

〔 Manning公式で算出すること〕

ピーク流量は、次式により算出する。

$$Q_i = \frac{1}{360} \cdot f_i \cdot r_{30} \cdot A_i$$

f_i : i 地点の集水区域内の開発前若しくは開発中及び開発後の流出係数
 r_{30} : i 地点での 30 年確率で想定される雨量強度 (mm/hr)
 A_i : i 地点の集水面積 (ha)

なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ていることとする。

$$Q_{pc} = Q \begin{cases} Q_{pc} : \text{調整池の許容放流量 (m}^3/\text{sec)} \\ Q : \text{下流河川等の流下能力 (m}^3/\text{sec)} \\ A : \text{調整池の集水区域面積 (ha)} \\ A' : Q \text{の算出地点の集水区域面積 (ha)} \end{cases}$$

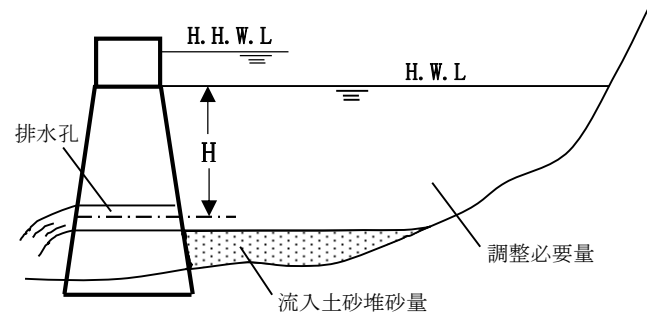
④「調整池の必要容量」は、沈砂池と兼用する場合、調整必要容量に、当該調整池に流入する土砂の堆砂量を見込んだ容量とすること。

(5) 洪水調整池の構造

① 「排水孔（又は放流管）の断面積」は、次式により算出すること。

$$S = \frac{Q_{pc}}{C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H}}$$

S : 排水孔の断面積 (m²)
 Q_{pc} : 許容放流量 (m³/sec)
 C : 流量係数
 ベルマウスを有するとき
 $C = 0.85 \sim 0.95$
 ベルマウスを有しないとき
 $C = 0.6$
 g : 重力加速度 (9.8m/sec²)
 H : 調整有効水深 (m)



② 「200 年確率の洪水流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{200} = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r_{200} \cdot A$$

Q_{200} : 洪水流量 (m³/sec)
 f : 開発後の流出係数
 r_{200} : 200年確率の設計雨量強度 (mm/hr)
 A : 集水区域面積 (ha)

③ 「余水吐の設計上の洪水流量」は、次式により算出すること。

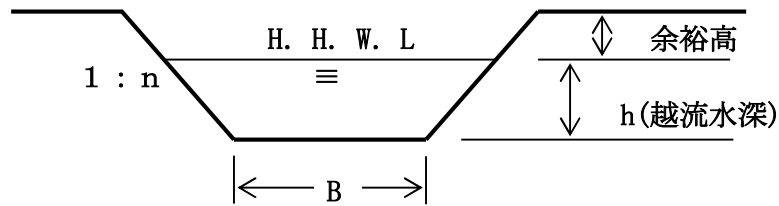
$$Q'_{200} = C' \cdot Q_{200}$$

Q'_{200} : 余水吐の設計上の洪水流量 (m³/sec)
 C' : 安全率…コンクリートダム : 1.2倍以上
 フィルダム : コンクリートダムの1.2倍以上
 Q_{200} : 200年確率の洪水流量 (m³/sec)

④ 「余水吐の設計」は、次の方法によること。

$$Q'_{200} = \frac{2}{15} \cdot C \cdot \sqrt{2 \cdot g} (2bu + 3B) h^{3/2}$$

Q'_{200} : 余水吐の流量 (越流量) (m³/sec)
 C : 流量係数
 g : 重力加速度 (9.8m/sec²)
 h : 越流水深 (m)
 bu : 余水吐の上長 (m)
 B : " 下長 (m)



設計に当たっては、更に余裕高を見込んで設計すること。なお、原則余裕高は0.6mとする。

(注) 上記(1)～(5)の基準については、法令等の規定により許認可等を要する土地開発行為であって、当該許認可等又はその申請等がされているもので、既に調整池を設置しており、かつ、構造の変更が著しく困難なものについては、この限りでない。

(参考)

洪水調整池の構造等に関する技術的基準については、下記の基準を参照すること。

・「防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例」(社団法人日本河川協会)

第2 環境の保全

1. 自然環境等の保全

地域森林計画対象民有林面積が1ヘクタールを超える土地開発行為をしようとする場合は、(1)及び(2)によるものであること。ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為(※)については、地域森林計画対象民有林面積が0.5ヘクタールを超える土地開発行為をしようとする場合とする。

※ 令和5年4月1日以降に着手する開発行為について適用する。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成

森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)内の森林面積に対する割合は、表9の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」によること。

また、残置森林等は、表9の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表9に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表9に準じて適切に措置されていること。

表9 事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合及び森林の配置等

土地開発行為の 目	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	1. 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 1区画の面積はおおむね 1,000 m²以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30%以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	1. 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 滑走コースの幅はおおむね 50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100m以上の残置森林を配置する。 3. 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所あたりおおむね 5 ha 以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50%以上とする。(残置森林率はおおむね 40%以上とする。)	1. 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね 20m以上)を配置する。 2. ホール間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 20m以上)を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50%以上とする。(残置森林率はおおむね 40%以上とする。)	1. 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3. レジャー施設の土地開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね 5 ha 以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25%以上とする。	1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 土地開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。

太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね 25% 以上とする。(残置森林率はおおむね 15% 以上とする。)	1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20% 以上（緑地を含む。）とする。	1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1. 原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 採掘跡地は必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

注 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

3 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その 2 割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては 20 パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。

4 「開発行為の目的」について

(1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指すものとする。

(2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

(3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

(4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

(5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

- (6) 上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- (7) 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。
- この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 30 メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。
- 5 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね 5ヘクタール以下、おおむね 20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 6 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
- (1) 公園・緑地・広場
 - (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - (3) 緑地帯、緑道
 - (4) 法面緑地
 - (5) その他上記に類するもの
- 8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- 9 太陽光発電設備の設置については、林地開発許可後に採光の確保等を目的として伐採する必要があるよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮して太陽光パネルの配置計画を作成すること。

(2) 造成森林

① 必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する高木性の樹木を原則として表 10 を標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、高木とは、通常の成長をして樹高 8 mを超えるもので森林の高木層を形成することができる樹種をいう。

② 住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等の造成森林で、修景効果、保健休養機能の発揮等を併せ期待するもので表 10 の樹高規格を上回る樹木を植栽する場合は、植栽する樹種の特性、土壌等の条件を勘案して、50%以内の範囲で高木性樹木以外の混植を行ってもよい。

表 10 樹高別植栽本数

植栽樹木の樹高	植栽本数（1 ha 当たり）
苗 木	3,000 本
1 m以上	2,000 本
2 m以上	1,500 本
3 m以上	1,000 本

(3) 一時利用の場合の利用後の原状回復方法

① 平坦部

平坦部は(2)の①により植栽すること。

② 土砂法面

小段は必要に応じ、有機質の多い客土(厚さ 50cm 程度)を行っただうえで、2 m²当たり 1 本以上の植栽を行うこと。法面には、種子吹付工等を行うこと。

③ 岩石法面

小段は必要に応じ、有機質の多い客土(厚さ 50cm 程度)を行っただうえで、2 m²当たり 1 本以上の植栽を行うこと。緩傾斜(傾斜角 45 度以下)法面等緑化が可能な場合には、植生ネット張種子吹付工等を行うこと。

(4) 造成等の時期等

① 造成等は、原則として開発行為完了時に完了していること。

② 開発行為の工事期間中であっても、最終断面となる切土又は盛土法面及び小段その他必要と認められる区域については、順次計画的に造成等を完了させること。

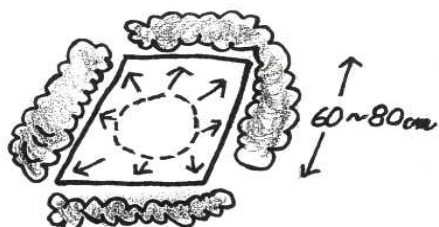
③ 植栽木等の生育の状況に応じて補植、施肥を行う等樹木が定着するまで適正な維持管理を行うこと。

(参考) 植栽に使用できる樹木 参考例

主林木	ヒノキ、スギ、マツ、クヌギ、 ヤマザクラ、ケヤキ、クスノキ
肥料木	ヤシヤブシ、ヤマモモ、ヤマハンノキ

(参考資料) 苗木の植え方

1. 枝葉を除去する



2 植え穴を掘る



3 バーク堆肥を混ぜる



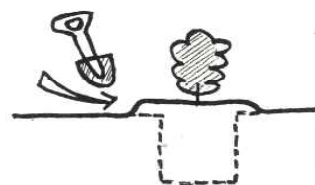
4. 半分埋めもどして
固型肥料を入れる



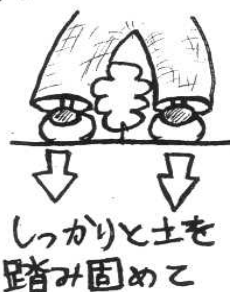
5. 苗木をまっすぐに置いて



6. 全部埋めもどす



7. 仕上げ



2. 生活環境の保全

(1) 土地開発行為の期間中の騒音、粉じん等の低減

- ① 開発区域が公共施設、店舗等不特定多数の住民が利用する施設や住宅に隣接している場合は、土地開発行為の期間中の騒音、粉じん等による生活環境への負荷を低減するため、隣接部分に高さ2 m以上の遮へい物を設置すること。ただし、当該箇所に幅5 m以上の森林が存在する場合は、この限りでない。
- ② 工事車両の通行による粉じん等の低減を図るため、散水、清掃等の措置を講ずるとともに、必要に応じて洗輪場を設置すること。

第3 景観の保全

1. 開発区域の出入り口はできる限り限定すること。
2. 開発区域周囲の緑化等により周辺の道路等からの遮へい措置に努めること。
3. 長大な法面又は擁壁が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、法面又は擁壁は、周辺の景観と調和するように努めること。

Ⅲ. 参考資料

(参考 1)

＜一般基準第 6 関係＞

香川県環境配慮指針に規定する配慮事項のうち、土地開発行為に関する配慮事項の概要は以下のとおり。

1. 自然環境の保全

- (1) 良好な自然環境が存在する地域において土地や地形を改変する場合には、改変を最小限に抑制するとともに、人工的な建造物の新設を必要最小限にするよう配慮する。
- (2) 土地や地形の開発が少なくてすむ用地を優先的に選定し、自然環境に及ぼす影響を最小限に抑制するよう配慮する。
- (3) 水源地域の保全、地域の生物多様性の確保、環境保全機能の維持・向上などに配慮して、森林の保全に努める。
- (4) 野生生物の生息・生育地等を回避した用地選定、生息・生育地や生息・生育地間のつながりを分断しない用地選定など、野生生物の生息・生育環境の保全に配慮する。特に絶滅のおそれのある野生生物などの生息・生育地は原則として保全し、代替地等の確保、野生生物の移植・移住等に努める。
- (5) 本県の特徴である多数のため池は、農業用水の他、洪水調節、地下水かん養、野鳥生息地、身近な水辺、景観など様々な観点から重要な資源であり、保全・活用に努める。

2. 生活環境の保全

- (1) 事業の実施に当たっては、周辺の土地利用や環境状況を考慮し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動等の防止、粉じんの飛散防止、有害化学物質による汚染防止など、工事に伴う地域環境への負荷を低減するための措置を講じ、住民の安全性の確保に努める。
- (2) 運搬ルートを選定や低騒音・低振動に配慮した車両走行の励行など、工事車両の通行による周辺環境への影響の軽減に配慮する。
- (3) 施設整備などに当たっては、公園、緑地、親水空間など自然とのふれあいの場の保全・整備に努める。
- (4) 資材の発注量や内容の適正化、建設廃棄物や建設残土のリサイクルの推進など、工事に伴って排出される廃棄物等の発生抑制、リサイクルに努める。
- (5) 建設廃棄物や建設残土の処理方針の検討や処理状況の監視など、工事に伴って排出される廃棄物等を適正に処理する。
- (6) 地形・地盤条件を踏まえた用地選定や改変を最小限に抑える整備手法の採用など、土地改変に伴う災害の防止に努める。

3. 水源地の保全

- (1) 森林、農地などは国土保全機能を有することから、事業を行う場合は、土地改変に伴う土石崩壊などの災害防止に努めるとともに、雨水の貯留・浸透機能の保全・向上に配慮した施設を設計するなど、健全な水循環の保全に配慮する。
- (2) 山地・丘陵地等は重要な水資源地域であることから、事業を進めるに当たっては、汚濁水や有害物質などによる水質汚濁の未然防止に努め、清らかで安全な水の確保に配慮する。
- (3) 大規模な扇状地などは地下水のかん養上重要な地域が多く分布していることから、適切な地下工事工法を採用するなど、地下水脈の遮断や地下水位の低下及び地下水汚染の防止に努める。

4. 景観の保全

- (1) 里山の自然や良好な農地・農村景観、都市景観の保全・活用に努める。
- (2) 事業の実施により環境資源に影響を及ぼしたり、良好な景観が失われた場合には、その修復・創出に努める。
- (3) 周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・デザイン・色彩・素材等を検討し、良好な景観の形成に努める。
- (4) ランドマークとなっている景観、尾根筋や谷筋などを回避した用地の選定など、すぐれた自然景観の保全に配慮する。

(参考 2)

審査基準の概要

I. 一般基準

基 準 項 目		備考
第 1 開発計画に基づき土地開発行為を行う確実性があること。		
	1. 立地基準（災害発生の防止及び地域の良い自然環境を保全するための区域を含めないこと。）	
	2. 具体性・計画性及び行為の確実性	
	3. 規模の妥当性（土地開発行為の目的を実現するために必要かつ最小限度のものであること。）	
	4. 資力・信用・能力	
	5. 権原又は同意取得の確実性（4.5ha 以上は開発区域を管轄する市町及び地元説明会開催）	
	6. 許認可手続の確実性	
第 2 県土の保全を図るうえで、支障がないこと。		
	1. 現地形に沿って行われ、土砂の移動量は必要最小限度であること。	
	2. 工法が法面の安定を確保するものであること。	
	3. 法面の崩壊のおそれのないこと。	
	4. 擁壁の設置等、法面崩壊防止の措置が講ぜられるものであること。	
	5. 隣地の崩壊を防止するため適切な措置が講ぜられるものであること。	
	6. 法面保護の措置が講ぜられるものであること。	
	7. 捨土は適切な場所で行われるものであること。	
	8. 静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置等が行われるものであること。	
	9. 十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられるものであること。（開発区域外の排水施設に排水する場合は、排水施設の使用について水利権者及び管理者の同意を得ていること。）	
	10. 洪水調整池の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。	
	11. 十分な容量と構造を有する土砂流出防止施設が設置されるものであること。	
	12. 仮設防災施設の設計が本設のものに準じて行われているものであること。	
	13. 土地開発行為完了後の防災施設の維持管理方法が明らかであること。	
	14. 都市計画法や宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要する場合は、その基準に適合するものであること。	
第 3 環境の保全に適切な配慮がされていること。		
1. 自然環境等の保全	(1) 自然環境に及ぼす影響が最小限にとどめられるよう配慮され、修復、再生にも努められているものであること。	
	(2) 森林又は緑地の残置若しくは造成が適切に行われるとともに、それらが善良に維持管理されるものであること。	
	(3) 利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われるものであること。	
2. 生活環境の保全	(1) 「土砂等を使用した埋立て等」を行う場合は、「香川県生活環境の保全に関する条例」を遵守すること。	
	(2) 周辺地域への騒音、粉じん等の著しい影響がある場合には、必要な森林の残置その他必要な措置が講ぜられるものであること。	
	(3) 周辺地域の住民の生活環境等に著しい悪影響を及ぼさないよう配慮されていること等。	
第 4 水源地を保全するうえで、支障がないこと。		
	1. 当該森林に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。	
	2. 必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。	
	3. 必要があるときには、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。	
第 5 景観を保全するうえで、適切な配慮がされていること。 (景勝地等の優れた自然景観や良好な農地・農村景観等に著しい影響を及ぼすことのないよう適切な配慮がされているとともに、開発跡地の緑化措置等によりその復元・創出に努められているものであること。)		
第 6 環境配慮指針に対して適切な配慮がされていること。 (環境影響評価制度の対象とならない一定規模未満の土地開発行為については、香川県環境配慮指針（平成 12 年 6 月策定）に規定する配慮事項に対して、適切な配慮がされていること。)		

第7 太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為については、第1から第6までの各要件及び以下に掲げる要件を満たしていること。		
1.	事業終了後の土地の利用計画が立てられていること。また、発電事業終了後の施設の解体・処分が適正に行われ、解体後の土地の整地等を適切に行い災害が発生しないように努めるなど、周辺地域の住民の生活環境等に著しい悪影響を及ぼさないように配慮されていること。	
2.	太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。また、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮した雨水等の排水施設の断面及び構造等を検討すること。	
3.	「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を遵守すること。	

II. 技術基準

基 準 項 目		備考
第1 災害の防止		
1. 切土、盛土、捨土関係	(1) 工法等（法面の安定、締め固め、柵工、工事時期等配慮）	
	(2) 切土（法面勾配、小段、排水施設、円弧すべり等検討、保全距離等）	
	(3) 盛土（法面勾配、小段、排水施設、円弧すべり等検討）	
	(4) 捨土（土捨場の設置、法面勾配、小段、排水施設等）	
2. 法面崩壊防止の措置	(1) 擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。	
	(2) 擁壁の構造	
3. 法面保護の措置	工種等（植生による保護を基本、土質・気象条件の考慮、工事時期配慮）	
4. 土砂流出防止の措置	土砂流出防止施設（設置位置、容量、構造）	
5. 排水関係	(1) 排水施設（断面、構造）、開発区域外の排水施設等管理者の同意	
	(2) 太陽光発電設備の設置を目的とする場合の排水施設（断面、構造）	
6. 静砂垣等の設置等	静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。	
7. 洪水調整池等の設置等 (1ha以上（太陽光発電設備設置目的の場合は地域森林計画対象民有林0.5ha超）対象)	(1) 洪水調整池等の容量（厳密計算法）	
	(2) 余水吐の能力（コンクリートダム200年確率、フィルダムさらに1.2倍）	
	(3) 洪水調整の方式（自然放流方式）	
	(4) 洪水調整池の設計（許容放流量の算定）	
	(5) 洪水調整池の構造	
第2 環境の保全		
1. 自然環境等の保全	(1) 森林又は緑地の残置又は造成（地域森林計画対象民有林1ha超（太陽光発電設備設置目的の場合は0.5ha超））	
	(2) 一時利用の場合の利用後の原状回復方法	
2. 生活環境の保全	土地開発行為の期間中の騒音、粉じん等の低減	
第3 景観の保全		
1. 開発区域の出入り口はできる限り限定すること。		
	2. 開発区域周囲の緑化等により周辺の道路等からの遮へい措置に努めること。	
	3. 長大な法面又は擁壁が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、法面又は擁壁は、周辺の景観と調和するよう努めること。	

第3部 協議書の作成要領等について

第一	協議書について	46
I.	協議書の作成要領	46
II.	協議書の記載要領	46
III.	変更協議書の記載要領	49
IV.	市町・地域住民説明会の開催について	49
V.	開発区域下流河川・水路等現況調査要領	50
VI.	協議書の必要書類チェック表	52
第二	土地開発行為の施工管理について	53
I.	届出等	53
II.	施工管理上の留意点	55
第三	協議書等記載例	57

第一 協議書について

I. 協議書の作成要領

1. 提出部数

協議書、届出書の提出部数は正本1通、写し2通とする。ただし、関係市町が増加する場合は写しの部数を増やすものとする。

2. 協議書の製本

ファイル等で製本すること。また、添付書類等は、原則A4版とし目次を作成してインデックス等を貼付すること。

3. 図面

(1) A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れ末尾に綴じること。

(2) 一枚の図面に二つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

4. 目次

協議書の添付書類についての目次を作成すること。原則として『協議書の必要書類チェック表』（P52 参照）の順で作成すること。

II. 協議書の記載要領（規則第1号様式、P57 記載例参照）

1. 協議者住所、氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

2. 土地開発行為の目的

(1) 土地開発行為の目的・計画内容を具体的に記載すること。

(2) 長期にわたる土地開発行為の一部についての計画である場合には、全体計画との関連を明らかにすること。

(3) 審査基準のI. 一般基準、第1、1. 立地基準の(1)（P14 参照）において、“原則として開発区域に含めない区域”を含む場合には、その必要性を明らかにすること。

3. 土地開発行為を行う土地の所在

(1) 土地開発行為に係る全ての土地の地番、地目、開発区域面積、所有者を記載すること。記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。（以下同じ。）

(2) 開発区域面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載すること。（以下同じ。）

(3) 土地開発行為を行う土地が、地域森林計画対象民有林である場合は、土地開発行為を行う土地の所在の備考欄にその旨を記載すること。

(4) 開発区域面積は、土地開発行為を行う区域の面積とする。

4. 開発区域面積の内訳

- (1) 開発区域面積の内訳として、森林、農地、宅地、里道・水路・その他の区分ごとに記載すること。
- (2) 合計は、前記3の開発区域面積の合計と合致していること。

5. 主要工事計画

- (1) 土工関係は、切土、盛土及び捨土について明らかにすること。
 - ① 切土量、最大切土高及び切土法勾配について記載すること。
 - ② 盛土量、最大盛土高及び盛土法勾配について記載すること。
 - ③ 捨土量を記載すること。
 - ④ 最大法面積は、切土又は盛土後に生じる法面積とし、複数の法面が生じる場合は、その内の最大の法面積を記載すること。
- (2) 防災施設関係は、土留工(擁壁)、暗きょ工、水路工、沈砂池、洪水調整池、植栽工、法面緑化工について明らかにすること。
 - ① 防災施設等設計計算書、土工量計算書に基づき記載すること。
 - ② 沈砂池及び洪水調整池の箇所数、各容量の計を記載すること。
 - ③ 開発区域の下流河川・水路等の流下能力の調査については、「**Ⅵ. 開発区域下流河川・水路等現況調査要領**」(P50～P51 参照)に従って実施すること。

6. 事業費計画

- (1) 事業費の内訳として、区分、数量、単価(円)、金額(千円)、計(千円)を記載すること。
- (2) 資金計画は、自己資金、借入金、その他ごとの金額(千円)、計(千円)を記載すること。

7. 土地開発行為の実施予定期間(着手予定年月日、完了予定年月日、期間)

- (1) 土地開発行為を行う実施予定期間を記載すること。
- (2) 着手予定年月日は、「事前協議終了後」としても可とし、その場合完了予定年月日は空欄とし、期間のみの記載で可とする。
- (3) 開発に係る土地が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権原の明らかな書類(施行同意書又は賃貸借契約書等)の契約期間等の範囲内とすること。
- (4) 実施予定期間は、関係法令等の開発期間に合わせる可とするが、原則、3年以内とすること。

8. 施工者

- (1) 施工者の住所、氏名(法人の場合は、法人名称及び代表者氏名)、連絡先を記載すること。
- (2) 協議者と施工者が同一の場合は記載を省略できるものとする。

9. 添付書類

- (1) 本協議書には、位置図、現況図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図、求積図、防災施設等構造図、緑化計画図、防災施設等設計計算書、土工量計算書、利害関係人の同意書、土地の登記事項証明書、法人の登記事項証明書(法人の場合)、個人の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類(個人の場合)、納税証明書、工程表、現況写真、その他知事が必要と認める書類

を添付すること。（P52 参照）

- （2）利害関係人の同意書としては、開発区域内の土地所有者、開発区域外へ排水する場合の水利権者、排水施設の管理者等の同意書を添付すること。

なお、同意書は、正式な同意書が協議書提出までに準備できない場合は、協議の経緯を明らかにした書面に代えることができる。（正式な同意書が得られた場合は、直ちに提出すること。）

Ⅲ. 変更協議書の記載要領（規則第 2 号様式、P 58 記載例参照）

協議終了通知書の交付を受けた土地開発協議者は、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更協議書を知事に提出しなければならない。

1. 変更理由

変更理由について具体的に記載すること。

2. 変更予定年月日

（１）変更に係る土地開発行為の予定年月日とする。（２）変更予定年月日は、「変更協議終了後」としても可。

3. 記載方法

変更しようとする事項について、変更前及び変更後の内容がわかるように記載すること。

4. 添付書類

変更内容のわかる資料、図面、写真等必要な書類を添付すること。

Ⅴ. 市町・地域住民説明会の開催について

開発区域の面積が 4.5ha 以上の場合には、協議書を提出する前に、開発区域を管轄する市町及び地域住民その他の関係者（以下「地域住民」という。）に対して、開発計画の概要や環境保全上の留意点を説明すること。

1. 市町との地域住民範囲等についての協議

開発区域管轄市町（開発区域が直接隣接する市町も含む。）の担当課（条例窓口又は環境部門等）と説明会を実施する地域住民の範囲や方法等について協議すること。

地域住民の範囲については、開発区域が所在する自治会等が考えられるが、具体的な範囲については市町と協議すること。

2. 地域住民に対する説明会の実施

開発計画の内容について十分に周知し、理解が得られるように努めること。

3. 市町に対する説明の実施

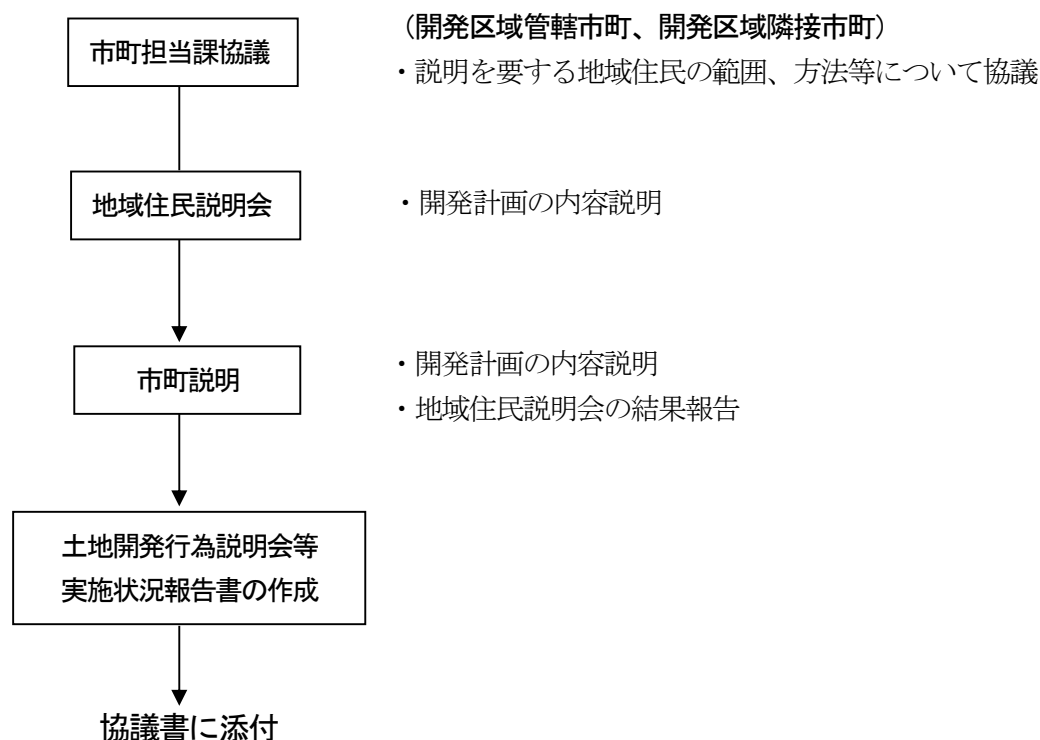
開発計画の概要、地域の環境保全上の留意点及び地域住民への説明会の結果について、開発区域を管轄する市町（開発区域が直接隣接する市町も含む。）に説明すること。

4. 土地開発行為説明会等実施状況報告書の作成（添付様式第 1 号、P 76 記載例参照）

（１）市町及び地域住民に対して行った説明会等の内容及び結果を**土地開発行為説明会等実施状況報告書**としてとりまとめ、協議書に添付すること。

（２）記載すべき事項は、説明会の日時・場所、出席者、内容等について具体的に記載するとともに、必要に応じて説明に関連する書類等を作成し添付すること。

＜市町・地域住民説明会の開催フロー＞



VI. 開発区域下流河川・水路等現況調査要領

1. 調査方針

- (1) 土地開発行為における洪水調整計画に必要な許容放流量を決定するために、開発区域の下流河川・水路等の流下能力調査を行う。
- (2) 調査の範囲は、開発中及び開発後の30年確率雨量により想定される無調整のピーク流量の、開発前のピーク流量に対する増加率が1%未満になる地点までとする。ただし、当該河川等の管理者が別に指定する場合には、その指定に係る地点までを調査するものとする。
- (3) 調査については実測による調査を原則とし、「2.」の調査方法に従って調査し、添付様式第5～7号に取りまとめる。

なお、開発区域下流の河川・水路等の断面改修計画等がある場合には、その内容を詳細に調査すること。

2. 開発区域下流河川・水路等現況調査の方法

- (1) 調査測点は、河川・水路等の断面、河床縦断勾配の変化点とし、各調査測点ごとに実測により縦横断測量図を作成する。
調査時には、水路断面にスタッフ、リボンテープ等の測定器具をあてた状態で写真を撮影し、添付様式第6号に貼付して提出すること。
なお、写真は調査測点全体の状況が把握できるように撮影すること。
- (2) 流下能力は、縦横断測量図を用い、マンニングの平均流速公式または不等流計算によって求める。粗度係数 n は、対象とする水路の状況により次の値を標準として用いる。

一般河道又は素掘水路	$n = 0.035$
護岸を施した河道	$n = 0.030$
三面張河道	$n = 0.025$
トンネル又はボックス	$n = 0.023$

(3) 河川の流下能力に係する有効流水断面積は原則として河川管理施設等構造令に基づくものとする。

なお、普通河川等の場合にあつては、原則的に当該河川管理者の考え方によるものとするが、特に規定のない場合には、8割水深により有効流水断面積を計算して計画するものとする。

3. 調査結果の報告等

調査結果については、下記添付書類及び図面を添えて提出すること。

(1) 添付書類

- ① 流下能力計算表 (添付様式第5号)
- ② 開発区域下流河川・水路等現況調査票 (添付様式第6号)
- ③ 下流河川・水路等の縦断勾配図 (添付様式第7号)

(2) 添付図面

- ① 調査測点位置図
- ② 流域図
 - ・ 各調査測点ごとに流域区分し、集水区域面積を記入する (縮尺は1/2,000～1/5,000とする。)
 - ・ 30年確率雨量により想定される無調整のピーク流量の増加率が、開発前後で1%未満になるまでの地点を表示する。
 - ・ なお、当該河川等の管理者が別に指定する地点がある場合には、その地点もあわせて表示する。
 - ・ 流量の増加率の算定根拠資料等 (計算式及び因子) を添付すること。その場合の流出係数は、次の値を用いる。

密集市街地	$f = 0.9$
一般市街地	$f = 0.8$
畑、原 野	$f = 0.6$
水 田	$f = 0.7$
山 地	$f = 0.7$
不 浸 透 面	$f = 1.0$

4. その他

土地開発事業者が当該開発区域の下流において、水路等の改修を行う場合にあつては、その内容等について下記資料を提出したうえで協議すること。

- ① 改修予定の地点を表示した図
- ② 改修予定の河川・水路等の横断面図及び縦断勾配図
- ③ 改修後の流下能力計算表 (調査測点の番号は現況と対応させたものであること)

VII. 協議書の必要書類チェック表

No.	必 要 書 類	縮 尺	チェック欄	摘 要
1	位置図	1/50,000以上	有・無	開発区域の位置及びその外周線を明らかにした図面
2	現況図	1/2,000以上	有・無	開発区域内及びその周辺の地形、方位、標高、土地の利用状況等を明らかにした図面
3	地籍図	1/2,000以上	有・無	開発区域内及びその周辺の土地の境界、地番、地目、地積及び所有者を明らかにした図面
4	利用計画平面図	1/2,000以上	有・無	開発区域の境界、土地開発行為完了後の切土及び盛土並びに法面の位置、道路、水路、調整池等の施設及び工作物の配置等を現況図に明らかにした図面
5	縦横断面図	1/2,000以上	有・無	開発区域内における切土又は盛土による法面の高さ、勾配及び土質、工事施工後の基盤面及び法面の保護の方法、切土及び盛土の工法等を明らかにした図面
6	求積図	1/2,000以上	有・無	開発区域内の土地の地目別及び利用目的別の面積を三斜求積法等により明らかにした図面
7	防災施設等構造図	1/200以上	有・無	開発区域の内外に設置する調整池、沈砂池、擁壁等の防災施設、仮設道路等の配置及びその構造等を明らかにした図面
8	緑化計画図	1/2,000以上	有・無	土地開発行為完了後の開発区域の緑化計画について、その工法、面積等を明らかにした図面
9	防災施設等設計計算書		有・無	開発区域の内外における調整池、沈砂池、擁壁等の防災施設等の設置の有無並びにその容量及び構造等の設計の根拠を明らかにした書類(添付様式第3～第8号等)
10	土工量計算書		有・無	縦横断面図等を基に切土量、盛土量等(以下「土工量」という。)を明らかにした書類
11	利害関係人の同意書		有・無	所有者、水利権者等の同意書
12	土地の登記事項証明書		有・無	開発区域内の全ての土地
13	法人の登記事項証明書		有・無	法人の場合
14	個人の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類		有・無	個人の場合
15	納税証明書(滞納がないことを証明するもの)		有・無	香川県の県税又は住所がある都道府県のもの
16	工程表		有・無	全体計画がある場合は、全体計画及び該当協議期間内の工程表(添付様式第9号)
17	現況写真		有・無	開発区域の全景、地形が分かる写真
18	その他知事が必要と認める書類		有・無	・開発区域の面積が4.5ha以上の場合は、土地開発行為説明会等実施状況報告書(添付様式第2号) ・土地開発行為完了後の防災施設の維持管理方法、太陽光発電事業終了後の太陽光パネルの解体・撤去に関する計画書等

第二 土地開発行為の施工管理について

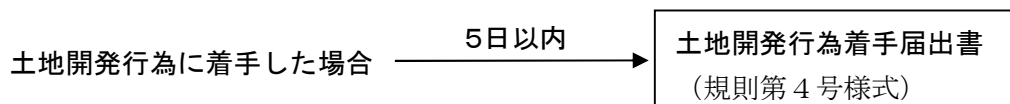
条例に基づく協議終了通知書等の交付を受けた土地開発協議者は、条例以外の法令等の許認可等が必要な場合には、当該許認可等を受ける必要があります。

さらに、土地開発行為の施工に当たっては、条例に基づき以下の手続等が必要となります。

I. 届出等

1. 着手

開発計画に係る土地開発行為に着手したときは、条例第 20 条第 1 項の規定に基づき当該着手の日から 5 日以内に、**土地開発行為着手届出書**（以下「着手届出書」という。）を管轄市町に提出してください。（P 60 記載例参照）



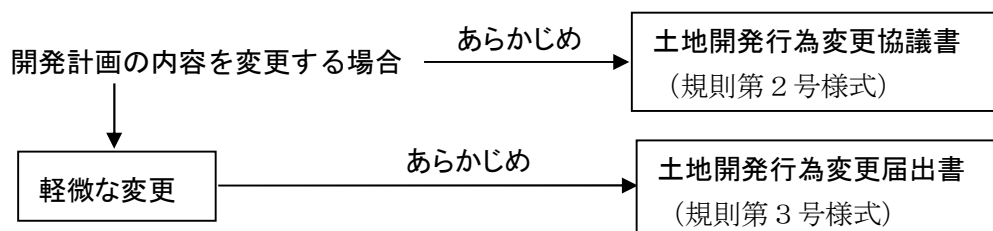
2. 変更

条例第 18 条第 1 項の規定に基づき開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則第 7 条の規定に基づき**土地開発行為変更協議書**を管轄市町に提出してください。（P 58 記載例参照）

また、条例第 18 条第 1 項ただし書きに規定する軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、**土地開発行為変更届出書**を管轄市町に提出してください。（P 59 記載例参照）

（変更協議が必要な場合）

- ① 土地開発行為の目的の変更
- ② 開発区域の面積の 2 割以上の面積を増加させる変更
- ③ 調整池、沈砂池、擁壁等主要な防災施設の変更
- ④ 土地開発行為に伴う切土、盛土等の土工量の 2 割以上の量を増加させる変更
- ⑤ 土地開発行為の実施期間について 2 年を超える期間延長させる変更
- ⑥ 森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可を要することとされる変更



3. 完了

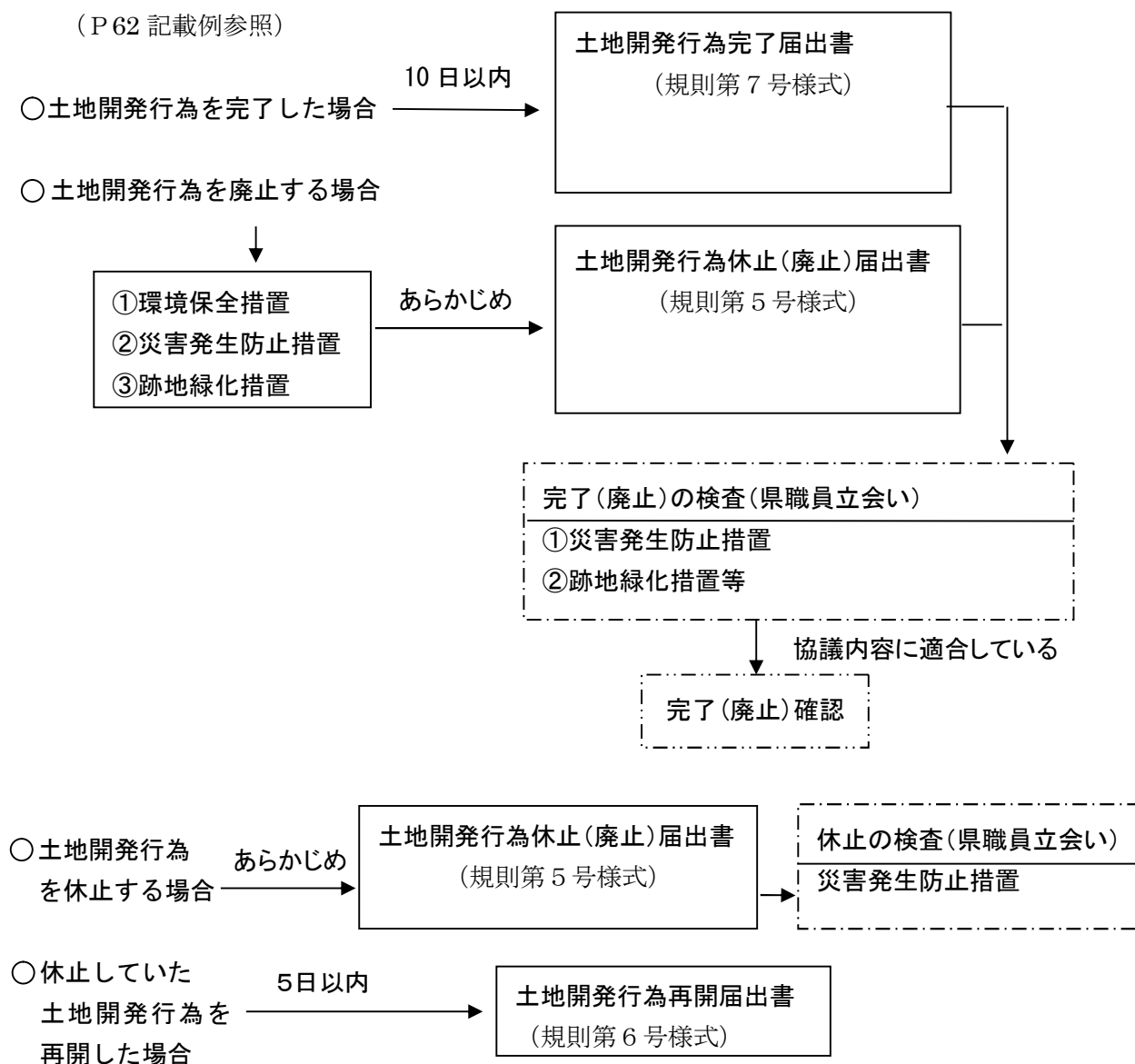
条例第 20 条第 3 項の規定に基づき開発計画に係る土地開発行為を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に**土地開発行為完了届出書**（以下「完了届出書」という。）を管轄市町に提出してください。（P 63 記載例参照）

なお、完了届出書には、工事の出来形のわかる資料、図面、写真等を添付してください。

4. 休止又は廃止

土地開発協議者は、条例第 20 条第 2 項の規定に基づき開発計画に係る土地開発行為を休止し、又は廃止しようとするときは、災害発生防止措置、跡地緑化措置等を講じた後、あらかじめ、**土地開発行為休止（廃止）届出書**（以下「休止（廃止）届出書」という。）を管轄市町に提出してください。（P 61 記載例参照）

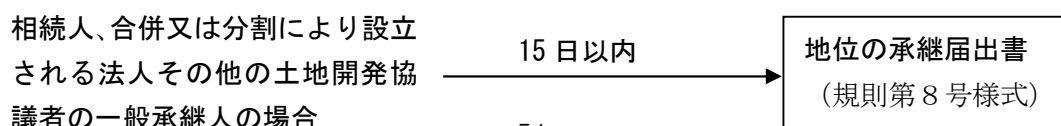
なお、休止していた土地開発行為を再開したときは、規則第 9 条第 3 項の規定に基づき当該再開の日から 5 日以内に、**土地開発行為再開届出書**を提出してください。（P 62 記載例参照）



5. 承継

規則第 10 条第 1 項の規定により土地開発協議者の地位を承継した者は、その承継の日から 15 日以内に、同条第 2 項の規定に基づき**地位の承継届出書**に承継したことを証明する書類を添付して、管轄市町に提出してください。（P 64 記載例参照）

なお、土地開発協議者から開発区域内の土地を購入した者や事業を譲り受けた者は、規則第 10 条第 1 項の一般承継人に該当しないため、それらの者が当該区域内で土地開発行為を行う場合は、新たに協議が必要です。



Ⅱ. 施工管理上の留意点

1. 開発区域境界の明示

開発区域の境界には工事着手前に杭等を設置して、開発区域の明示を行ってください。又、やむをえず開発中に移設する必要がある場合には、移設後できるだけ早く元に戻してください。

2. 標識の掲示

他の法令等で標識等の掲示が義務付けられている場合を除き、開発区域の見やすい場所に、次の事項を記載した縦60cm、横90cmの標識を掲げてください。

- ① 協議終了年月日及び番号
- ② 土地開発行為の目的
- ③ 土地開発行為を行う土地の所在地
- ④ 開発区域面積
- ⑤ 土地開発行為の実施予定期間（着手日及び完了日）
- ⑥ 土地開発協議者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- ⑦ 開発区域の見取り図

【土地開発行為協議標識】

90cm 程度			
土 地 開 発 行 為 協 議 標 識			
協議終了年月日 及 び 番 号	年 月 日 番 号		開発区域の見取り図
土地開発行為の 目 的			
土地開発行為を 行う土地の所在			
開 発 区 域 面 積			
土 地 開 発 行 為 の実施予定期間	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
土地開発協議者 住 所（連 絡 先） 氏 名	Tel () -		

- 注1 本標識は、他の法令等により、標識の設置が義務付けられていない場合に設置してください。
- 2 標識は、開発区域の外部から見やすい場所に設置してください。
- 3 土地開発行為の期間中、風雨等に耐えうる構造としてください。
- 4 開発区域の見取り図は、現在位置、周辺の道路等を併せて表示してください。

第三 協議書等記載例

規則第1号様式（土地開発行為協議書）	57
規則第2号様式（土地開発行為変更協議書）	58
規則第3号様式（土地開発行為変更届出書）	59
規則第4号様式（土地開発行為着手届出書）	60
規則第5号様式（土地開発行為休止（廃止）届出書）	61
規則第6号様式（土地開発行為再開届出書）	62
規則第7号様式（土地開発行為完了届出書）	63
規則第8号様式（地位の承継届出書）	64
添付様式第1号（土地開発行為説明会等実施状況報告書）	65

{ 記載例 }

第 1 号様式 (第 4 条関係)

(日本産業規格 A 列 4 番)

土地開発行為協議書

〇〇年 〇月〇〇日

香川県知事 〇 〇 〇 〇 殿

協議者 住 所 香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号
氏 名 香川〇〇株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 0 8 7 - 8 3 1 - x x x x

土地開発行為を行いたいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 16 条第 1 項の規定により協議します。

土地開発行為の 目的	建設工事等で使用する土砂の採取					
土地開発行為を 行う土地の所在	市・郡・町大字・字・番地		地目	開発区域面積	所有者	備考
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇 5 番地		山林	1. 0000	香川太郎	対象民有林
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇 6 番地		山林	0. 2000	香川太郎	対象民有林
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇 7 番地		畑	0. 3000	木田次郎	
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇 8 番地		雑種地	0. 1000	木田次郎	
	合 計			1. 6000		
開発区域面積の 内訳	森 林	農 地	宅 地	里道・水路・その他	合 計	
	1. 2000	0. 3000	0	0. 1000	1. 6000	
主 要 工 事 計 画	土 工 関 係	切土量 50, 000 m ³ 最大切土高 25 m 切土法勾配 1 : 1. 0				
		盛土量 0 m ³ 最大盛土高 0 m 盛土法勾配 1 : -				
		捨土量 0 m ³ 最大法面積 3, 750 m ²				
	防 災 施 設 関 係	土留工(擁壁) - m 植 栽 工 9, 500 m ²				
暗 き ょ 工 - m 法面緑化工 7, 000 m ²						
水 路 工 50 m						
沈 砂 池 - 箇所(貯砂容量 m ³) 洪水調整池 1 箇所(調整容量 1, 500 m ³) 貯砂容量 500 m ³ 含む						
事 業 費 計 画	事 業 費 の 内 訳				資 金 計 画	
	区 分	数 量	単 価	金 額	種類又は名称	金 額
	防災施設工	1 式	28, 500, 000 円	28, 500 千円	自己資金	16, 700 千円
	緑化工	1. 6000 ha	2, 000, 000	3, 200	〇〇銀行借入	15, 000
	計			31, 700	計	31, 700
土地開発行為の 実施予定期間	着手 〇〇年 〇月〇〇日 完了 △△年 △月△△日 (〇〇箇月間) (または) 事前協議終了後〇〇箇月間					
施 工 者	住 所 氏 名(法人名・代表者名) 連絡先					

- 注 1 開発区域面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第 4 位まで記載してください。
2 土地開発行為を行う土地の所在が地域森林計画対象民有林である場合は、備考欄にその旨を記載してください。
3 協議者と施工者が同一の場合は、施工者欄の記載を省略することができます。
4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

{ 記載例 }

第 2 号様式（第 7 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

土地開発行為変更協議書

〇〇年 〇月〇〇日

香川県知事 〇 〇 〇 〇 殿

協議者 住 所 香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号
氏 名 香川〇〇株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 0 8 7 - 8 3 1 - x x x x

〇〇年 〇月〇〇日付け〇〇み保第 x x x x 号で（変更）協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について開発計画の内容を変更したいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 18 条第 1 項の規定により協議します。

変 更 理 由		※ 上段（ ）書き変更前 網掛箇所は変更関連箇所 採土事業実施途中において、必要土量を確保しようとする切土法面の安定確保が図れなくなることが判明し、検討により開発区域を拡張して、切土法勾配を緩くして法面の安定を図ることといたし、変更協議を行うものである。				
変更予定年月日		〇〇年 〇月〇〇日				
土地開発行為の目的		建設工事等で使用する土砂の採取				
土地開発行為を行う土地の所在	市・郡・町大字・字・番地	地目	開発区域面積	所有者	備考	
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇 5 番地	山林	1. 0000	香川太郎	対象民有林	
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇 6 番地	山林	0. 2000	香川太郎	対象民有林	
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇 7 番地	畑	0. 3000	香川太郎		
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇 8 番地	雑種地	0. 1000	香川太郎		
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇 9 番地	山林	(0) 0. 3000	香川太郎	対象民有林	
	合 計		(1. 6000) 1. 9000			
開発区域面積の内訳	森 林	農 地	宅 地	里道・水路・その他	合 計	
	(1. 2000) 1. 5000	0. 3000	0	0. 1000	(1. 6000) 1. 9000	
主 要 工 事 計 画	土 工 関 係	切土量 50, 000 m ³	最大切土高 (25) 30 m	切土法勾配 (1. 0) のり 1 : 1. 2		
		盛土量 0 m ³	最大盛土高 0 m	盛土法勾配 (3, 750) のり 1 : -		
		捨土量 0 m ³		最大法面積 4, 500 m ²		
	防災施設関係	土留工(擁壁) - m	植 栽 工 9, 500 m ²			
暗きょ工 - m		(7, 000) のり				
水路工 50 m		法面緑化工 8, 500 m ²				
	沈 砂 池 - 箇所(貯砂容量 m ³)	洪水調整池 1 箇所(調整容量 (1, 500) 1, 700 m ³)	貯砂容量 (500) 550 m ³ 含む			
事業費計画	事 業 費 の 内 訳				資 金 計 画	
	区 分	数 量	単 価	金 額	種類又は名称	金 額
	防災施設工	1 か所	(28, 500, 000) 円 33, 750, 000	(28, 500) 千円 33, 750	自己資金	16, 700 千円
	緑化工	(1. 6000) 1. 9000 ha	2, 000, 000	(3, 200) 3, 800	〇〇銀行借入	(15, 000) 20, 850
	計			(31, 700) 37, 550	計	(31, 700) 37, 550
土地開発行為の実施予定期間	着手 〇〇年 〇月〇〇日 完了 ΔΔ年 Δ月ΔΔ日 (〇〇箇月間)					
施 工 者	住 所 氏 名(法人名・代表者名) 連絡先					

注 1 変更しようとする事項について、変更前及び変更後の内容がわかるように記載してください。
2 開発区域面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第 4 位まで記載してください。
3 変更内容のわかる図面、写真等必要な書類を添付してください。
4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

{ 記載例 }

第 3 号様式 (第 8 条関係)

(日本産業規格 A 列 4 番)

土地開発行為変更届出書

〇〇年 〇月〇〇日

香川県知事 〇 〇 〇 〇 殿

届出者 住 所 香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号
氏 名 香川〇〇株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 0 8 7 - 8 3 1 - x x x x

〇〇年 〇月〇〇日付け□□み保第××××号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について開発計画の内容を変更するので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 18 条第 5 項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的	建設工事等で使用する土砂の採取	
土地開発行為を行う土地の所在	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
土 地 開 発 行 為 の 実施予定期間	着工 〇〇年 〇月〇〇日 完了 △△年△△月△△日 (〇〇箇月間)	着工 〇〇年 〇月〇〇日 完了 ××年××月××日 (〇〇箇月間)
変 更 予 定 年 月 日	〇〇年 〇月〇〇日	
変 更 理 由	土地開発行為施工途中において、台風〇〇号による異常降雨等により防災施設が災害を受け、その復旧工事に〇箇月の不測の日数を要し、予定期間内の完了が困難となったため、〇箇月の工期の延長を届け出るものである。	

注 変更内容のわかる図面、写真等必要な書類を添付してください。

{ 記載例 }

第4号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

土地開発行為着手届出書

〇〇年 〇月〇〇日

香川県知事 〇 〇 〇 〇 殿

届出者 住 所 香川県高松市番町四丁目1番10号
氏 名 香川〇〇株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 087-831-xxxx

〇〇年 〇月〇〇日付け〇〇み保第xxxx号で（変更）協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為に着手したので、みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第20条第1項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的	建設工事等で使用する土砂の採取
土地開発行為を行う土地の所在	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内
土地開発行為の着手年月日	〇〇年 〇月〇〇日
土地開発行為の完了予定年月日	△△年 △月△△日
参 考 事 項	

{ 記載例 }

第5号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

土地開発行為(休止)(廃止)届出書

〇〇年 〇月〇〇日

香川県知事 〇 〇 〇 〇 殿

届出者 住 所 香川県高松市番町四丁目1番10号
氏 名 香川〇〇株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 087-831-xxxx

〇〇年 〇月〇〇日付け□□み保第××××号で（変更）協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為を(休止)(廃止)するので、みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第20条第2項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的	建設工事等で使用する土砂の採取
土地開発行為を行う土地の所在	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内
土地開発行為の実施予定期間	着手年月日 〇〇年 〇月〇〇日
	完了予定年月日 △△年 △月△△日
届 出 の 種 別	(休止) ・ 廃止
休 止（ 廃 止 ） 予 定 年 月 日	××年××月××日
休 止（ 廃 止 ） の 理 由	大型の〇〇工事等の完了に伴い土砂の需要が減少したため一時休止するものである。なお、〇〇工事等の増加が見込める〇〇年〇〇月〇〇日頃より再開の予定である。
開発区域において休止（廃止）のために講じた措置の概要	・ 切土法面の整形による土砂の崩落防止措置 ・ 沈砂池の浚渫 ・ 場内水路の点検補修
再開予定年月日（休止の場合）	〇〇年〇〇月〇〇日
参 考 事 項	

注 休止（廃止）のために講じた措置の内容のわかる計画書、図面等の書類を添付してください。

{ 記載例 }

第 6 号様式（第 9 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

土地開発行為再開届出書

〇〇年 〇月〇〇日

香川県知事 〇 〇 〇 〇 殿

届出者 住 所 香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号
氏 名 香川〇〇株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 0 8 7 - 8 3 1 - × × × ×

休止していた土地開発行為を再開したので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により届け出ます。

土 地 開 発 行 為 の 目 的	建設工事等で使用する土砂の採取
土地開発行為を行う土地の所在	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内
土 地 開 発 行 為 の 休 止 年 月 日	〇〇年 〇月〇〇日
土 地 開 発 行 為 の 再 開 年 月 日	△△年 △月△△日
土地開発行為の完了予定年月日	××年 ×月××日
参 考 事 項	

{ 記載例 }

第7号様式（第9条関係）

（日本産業規格A列4番）

土地開発行為完了届出書

〇〇年 〇月〇〇日

香川県知事 〇 〇 〇 〇 殿

届出者 住 所 香川県高松市番町四丁目1番10号
氏 名 香川〇〇株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 087-831-xxxx

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇み保第××××号で（変更）協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為が完了したので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第20条第3項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的	建設工事等で使用する土砂の採取
土地開発行為を行った土地の所在	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内
土地開発行為の着手年月日	〇〇年 〇月〇〇日
土地開発行為の完了年月日	△△年 △月△△日
参 考 事 項	

{ 記載例 }

第 8 号様式（第10条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

地位の承継届出書

〇〇年 〇月〇〇日

香川県知事 〇 〇 〇 〇 殿

届出者 住 所 香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号
氏 名 香 川 次 郎
電話番号 0 8 7 - 8 3 1 - × × × ×

〇〇年〇月〇〇日付け□□み保第××××号で（変更）協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について土地開発協議者の地位を承継したので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第10条第2項の規定により届け出ます。

土 地 開 発 行 為 の 目 的	建設工事等で使用する土砂の採取
土地開発行為を行う土地の所在	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内
被 承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名)	香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号 香 川 太 郎
承 継 年 月 日	〇〇年 〇月 〇〇日
地 位 の 承 継 理 由	相続により地位を承継
参 考 事 項	

注 地位の承継があったことを証明する書類を添付してください。

{ 記載例 }

添付様式第 1 号

土地開発行為説明会等実施状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 〇 〇 〇 〇 殿

協議者

住 所 香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号

氏 名 香川〇〇株式会社

代表取締役 香 川 太 郎

電話番号 0 8 7 - 8 3 1 - × × × ×

次のとおり土地開発行為について説明会等を実施したので報告します。

地域住民に対する説明会	開 催 日 時	〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時～午後〇〇時まで
	開 催 場 所	〇〇市〇〇町〇〇公民館
	出 席 者	地域住民 〇〇自治会住民 〇〇人 説明者 香川〇〇株式会社〇〇部△△課 課長 高松一郎
	内 容 等	開発計画の概要を説明した。(別添資料参照) 住民からは、開発期間中の周辺環境の保全対策について万全を期すとともに、県に提出する関係書類の閲覧や定期的な説明会を開催するよう要望があった。 〇〇年〇〇月〇〇日要望のとおりに対応する旨住民代表者の〇〇自治会長に回答した。
関係市町に対する説明	開 催 日 時	〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時～午後〇〇時まで
	開 催 場 所	〇〇市役所 第〇〇会議室
	出 席 者	市 町 〇〇市〇〇課 △△課長 他〇名 説明者 香川〇〇株式会社〇〇部△△課 課長 高松一郎
	内 容 等	地域住民への説明会の概要を説明した。 〇〇市からは、住民への定期説明会の開催結果を報告するよう要望があったので、同日、要望のとおりに対応することを回答した。

第4部 みどりの保全協定について

I. みどりの保全協定実施要領	66
II. みどりの保全協定の締結方法等について	82

I. みどりの保全協定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号。以下「条例」という。）第21条第2項の規定により、知事と条例第18条第1項に規定する土地開発協議者（以下「土地開発協議者」という。）がみどりの保全を図るために必要な事項を内容とする協定（以下「協定」という。）を締結するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定締結の必要な場合)

第2条 知事は、土地開発協議者が森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林において次に掲げる土地開発行為を行うときには、協定の締結について土地開発協議者と協議するものとする。

(1) 土石の採取又は鉱物の掘採行為

(2) 法高20メートル以上又は法面積2,000平方メートル以上の法面が形成される土地開発行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に開発区域の緑化が必要と認める土地開発行為

(協定に基づく保証措置)

第3条 土地開発協議者は、協定を締結したときは、当該協定に基づき開発区域の整備緑化（以下「整備緑化」という。）を行うものとする。

2 土地開発協議者は、整備緑化を行うことを保証するために必要な措置をとるものとする。

(現金による保証)

第4条 前条第2項に規定する必要な措置とは、現金による保証を原則とする。

2 現金による保証は、土地開発協議者が整備緑化の施工に必要な費用（以下「緑化費用」という。）の額（その額に1万円未満の端数の額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を当該土地開発協議者が知事と協議して定める金融機関に定期預金により預入し、質権を設定して行うものとする。

3 知事は、適当と認める場合には、土地開発協議者に代えて、第三者に、現金による保証を求めることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前項の規定に基づき、第三者が現金保証をする場合には、当該第三者は、土地開発協議者に代わり現金保証をすることについての承諾書を、知事に提出するものとする。

5 第3項の規定に基づき、現金保証をする第三者は、土地開発協議者と連帯して整備緑化を行う義務を負うものとする。

6 土地開発協議者による現金保証の場合の協定書の様式は、別記様式第1号の様式によるものとする。

7 第三者による現金保証の場合の協定書の様式は、別記様式第2号の様式によるものとする。

(緑化費用の算定)

第5条 緑化費用の額は、開発区域の面積に、次の各号に掲げる土地開発行為の区分に応じ、当該各号に定める単価を乗じて算定するものとする。

(1) 採石行為 1ヘクタール当たり 100万円

(2) 前号以外の土地開発行為 1ヘクタール当たり 200万円

2 前項の規定により算定した緑化費用の額が、土地開発協議者が別途算定した緑化費用の額に比べて、開発区域の状況等から著しく不相当と知事が認めた場合には、土地開発協議者が算定した緑化費用の額によることができるものとする。

(組合による保証)

第6条 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に掲げる事業協同組合(以下「組合」という。)に加入している土地開発協議者は、第4条の現金による保証に代えて、整備緑化を行うことについて、当該組合を連帯保証人としてすることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、連帯保証をする組合は、緑化費用の積み立てを目的とした規約等を制定している組合で、あらかじめ、知事の承認を受けたものとする。

3 組合による保証の場合の協定書の様式は、別記様式第3号によるものとする。

(組合以外の連帯保証人による保証)

第7条 第5条の規定により算定した緑化費用の額が100万円に満たない土地開発行為を行う土地開発協議者は、第4条及び前条の規定による保証に代えて、整備緑化を行うことについて、知事が保証を行う資格があると認める者を連帯保証人としてすることができるものとする。

2 前項の連帯保証人による保証の場合の協定書の様式は、別記様式第3号によるものとする。

(保証額の上限等)

第8条 土地開発協議者が第4条第2項の規定に基づき質権を設定する額については、当分の間、1,000万円をその上限とする。

2 第6条第1項及び前条第1項の規定により連帯保証人が保証する債務については、第5条の規定により算定した緑化費用の額の範囲内とし、かつ、その上限は、前項に規定する額とする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。

2 改正後のみどりの保全協定実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に条例第16条第3項の規定に基づく協議書を提出した土地開発行為について適用し、同日前に同項に基づく協議書を提出した土地開発行為については、なお、従前の例による。

(別記様式第 1 号：現金保証用)

みどりの保全に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と土地開発協議者 ○○（以下「乙」という。）とは、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に規定する協議終了通知書（日付番号）の交付を受けて乙が行う土地開発行為（条例第 18 条の規定に基づいて手続を行った開発計画内容の変更を含む。以下「土地開発行為」という。）に係る開発区域の緑化措置に関し、条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、次の条項によりみどりの保全に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、土地開発行為により失われたみどりを回復するために必要な措置を講じることにより、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

（緑化義務）

第 2 条 乙は、前条の目的を達成するため、土地開発行為の完了又は廃止の日までに別紙記載の開発跡地緑化計画（以下「緑化計画」という。）に係る緑化工事（以下「緑化工事」という。）を完了しなければならない。

2 甲は、土地開発行為の完了又は廃止の日前であっても、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙に緑化工事に着手するよう求めることができる。

(1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがあったとき。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがあったとき。

(3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は 19 条の規定による破産手続開始の申立てがあったとき。

(4) 銀行取引停止処分を受けたとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、土地開発行為の継続が著しく困難又は不能となったと甲が認めたとき。

（完了届等）

第 3 条 乙は、緑化工事を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に、その旨を書面により甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の規定による届出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(緑化工事の代行)

第4条 甲は、乙が第2条第1項に定める期間内に緑化工事を完了しないときは、乙に対し、甲が指定する期間内に緑化工事を完了すべき旨を書面で催告するものとする。

2 甲は、乙が、前項の甲が指定する期間内に緑化工事を完了しないとき、又は第2条第2項の規定に基づく甲の求めに応じないときは、乙に代わって緑化工事を行うことができるものとする。

3 前項の規定により甲が行う緑化工事（以下「代行緑化工事」という。）の内容は、緑化計画及び土地開発行為に係る開発区域内の土地の状況等を勘案して、甲が定めるものとする。

4 乙は、代行緑化工事が行われるときは、甲のために土地開発行為に係る開発区域内の土地の所有者その他の関係者の工事施工に対する同意を徴する等、当該工事の施工に関し、必要な協力を行うものとする。

(代行費用の求償)

第5条 甲は、代行緑化工事を行ったときは、速やかに、当該工事に要した費用の支払いを書面により乙に請求するものとする。この場合において、甲は、当該費用の明細を明らかにしなければならない。

2 乙は、前項の規定による請求があった日から10日以内に当該請求に係る全額を支払わなければならない。

(代行緑化工事の費用の内訳)

第6条 前条の代行緑化工事の費用は、次に掲げる費用の合算額とする。

- (1) 代行緑化工事に係る工事請負費
- (2) 代行緑化工事に係る設計委託料
- (3) 前2号に掲げるもののほか代行緑化工事を行うために必要な事務費

(担保の提供)

第7条 乙は、第5条第1項に定める甲の債権の担保として、次に掲げる定期預金債権(利金を含む。以下同じ。)に質権を設定し、この協定締結と同時に、甲に差し入れるものとする。この場合において、乙は、定期預金債権に係る証書(通帳式のものを含む。以下同じ。)及び定期預金債権に係る債務者である金融機関の質権設定に対する承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

金融機関名	〇〇〇
名義人	〇〇〇
金額	〇〇〇
証書番号	〇〇〇
証書日付	〇〇〇
満期日	〇〇〇

2 前項の規定により乙から甲に差し入れられた担保は、第10条第2項の規定に基づき、新たにみどりの保全に関する協定が締結された場合において、なお、有効なものとして取り扱うことができる。

(届出等)

第8条 乙は、その氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があつたときは、直ちに、その旨を書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を怠る等乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った通知等が延着し、又は到達しなかった場合には、当該通知等は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(報告及び立入調査)

第9条 甲は、この協定に定める乙の義務の履行を確保するために必要な限度において、乙に対し、緑化工事の状況について報告を求め、又は当該職員をして事務所その他の事業場に立ち入り、緑化工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(協定の解除)

第10条 土地開発行為に係る開発区域内の土地の状況等を勘案して、緑化工事の施工が不要又は不能若しくは著しく困難と甲が認めた場合には、甲はこの協定を解除することができる。

2 この協定の締結の日以後、土地開発行為に関する計画の変更に伴い、甲及び乙が、開発区域の緑化措置に関し、条例第21条第2項の規定に基づき、新たにみどりの保全に関する協定を締結したときは、この協定は解除したものとみなす。

(協定に関する紛争の解決)

第11条 この協定の内容又は履行に関し、関係者から異議の申出があつたときは、乙は責任をもって解決するように努めなければならない。

(合意管轄)

第12条 この協定に関して、訴訟の必要を生じた場合には、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項若しくはこの協定に定めのない事項について疑義が生じたとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

○年○月○日

(甲) 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香 川 県
香川県知事



(土地開発協議者)

(乙) 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名



開 発 跡 地 緑 化 計 画

- 1 緑化工事を行う土地の所在
土地開発区域 番地外 その他土地開発行為に係る開発区域内の土地
- 2 緑化工事の内容
 - (1) 土地開発行為の完了時
緑化工事は、別添の跡地整備計画書及び緑化計画図等に基づき行うこと。
 - (2) 土地開発行為の廃止時
次に掲げる区域を審査基準に則って緑化すること。
 - ① 土地開発行為の開始前に地域森林計画対象民有林であった区域
 - ② ①の区域以外の法面
 - ③ その他土地開発区域内の土地の状況等を勘案して知事が指示する区域

(別記様式第2号：第三者による現金保証用)

みどりの保全に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と土地開発協議者 ○○（以下「乙」という。）及び連帯保証人 ○○（以下「丙」という。）とは、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号。以下「条例」という。）第17条第1項に規定する協議終了通知書（日付番号）の交付を受けて乙が行う土地開発行為（条例第18条の規定に基づいて手続を行った開発計画内容の変更を含む。以下「土地開発行為」という。）に係る開発区域の緑化措置に関し、条例第21条第2項の規定に基づき、次の条項によりみどりの保全に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土地開発行為により失われたみどりを回復するために必要な措置を講じることにより、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

（緑化義務）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、土地開発行為の完了又は廃止の日までに別紙記載の開発跡地緑化計画（以下「緑化計画」という。）に係る緑化工事（以下「緑化工事」という。）を完了しなければならない。

2 甲は、土地開発行為の完了又は廃止の日前であっても、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙に緑化工事に着手するよう求めることができる。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあったとき。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあったとき。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てがあったとき。

(4) 銀行取引停止処分を受けたとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、土地開発行為の継続が著しく困難又は不能となったと甲が認めたとき。

（完了届等）

第3条 乙は、緑化工事を完了したときは、当該完了の日から10日以内に、その旨を書面により甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の規定による届出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(連帯保証)

第4条 丙は、第2条に定める乙の債務を保証し、乙と連帯して履行の責めを負うものとする。

2 前項の丙の連帯保証債務は、甲が定めたみどりの保全協定実施要領第8条第2項に定める金額の範囲内のものとする。

3 甲は、丙に対し、連帯保証債務の履行を求めるときは、その旨を書面により丙に通知するものとする。

4 前条の規定は、丙が連帯保証人として、乙に代わって緑化工事を行った場合に準用する。

(緑化工事の代行)

第5条 甲は、乙または丙が第2条第1項に定める期間内に緑化工事を完了しないときは、乙及び丙に対し、甲が指定する期間内に緑化工事を完了すべき旨を書面で催告するものとする。

2 甲は、乙及び丙が、前項の甲が指定する期間内に緑化工事を完了しないとき、又は第2条第2項の規定に基づく甲の求めに応じないときは、乙及び丙に代わって緑化工事を行うことができるものとする。

3 前項の規定により甲が行う緑化工事（以下「代行緑化工事」という。）の内容は、緑化計画及び土地開発行為に係る開発区域内の土地の状況等を勘案して、甲が定めるものとする。

4 乙は、代行緑化工事が行われるときは、甲のために土地開発行為に係る開発区域内の土地の所有者その他の関係者の工事施工に対する同意を徴する等、当該工事の施工に関し、必要な協力を行うものとする。

(代行費用の求償)

第6条 甲は、代行緑化工事を行ったときは、速やかに、当該工事に要した費用の支払いを書面により乙又は丙に請求するものとする。この場合において、甲は、当該費用の明細を明らかにしなければならない。

2 乙又は丙は、前項の規定による請求があった日から10日以内に当該請求に係る全額を支払わなければならない。

(代行緑化工事の費用の内訳)

第7条 前条の代行緑化工事の費用は、次に掲げる費用の合算額とする。

(1) 代行緑化工事に係る工事請負費

(2) 代行緑化工事に係る設計委託料

(3) 前2号に掲げるもののほか代行緑化工事を行うために必要な事務費

(担保の提供)

第8条 丙は、第6条第1項に定める甲の債権の担保として、次に掲げる定期預金債権（利息を含む。以下同じ。）に質権を設定し、この協定締結と同時に、甲に差し入れるものとする。この場合において、丙は、定期預金債権に係る証書及び定期預金債権に係る債務者である金融機関の質権設定に対する承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

金融機関名	〇〇〇
名義人	〇〇〇
金額	〇〇〇
証書番号	〇〇〇
証書日付	〇〇〇
満期日	〇〇〇

- 2 前項の規定により丙から甲に差し入れられた担保は、第11条第2項の規定に基づき、新たにみどりの保全に関する協定が締結された場合において、なお、有効なものとして取り扱うことができる。

(届出等)

第9条 乙及び丙は、その氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があったときは、直ちに、その旨を書面により甲に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を怠る等、乙又は丙の責めに帰すべき事由により、甲が行った通知等が延着し、又は到達しなかった場合には、当該通知等は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

(報告及び立入調査)

第10条 甲は、この協定に定める乙又は丙の義務の履行を確保するために必要な限度において、乙又は丙に対し、緑化工事の状況について報告を求め、又は当該職員をして事務所その他の事業場に立ち入り、緑化工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により乙から甲に差し入れられた担保は、第10条第2項の規定に基づき、新たにみどりの保全に関する協定が締結された場合において、なお、有効なものとして取り扱うことができる。

(協定の解除)

第11条 土地開発行為に係る開発区域内の土地の状況等を勘案して、緑化工事の施工が不要又は不能若しくは著しく困難と甲が認めた場合には、甲はこの協定を解除することができる。

- 2 この協定の締結の日以後、土地開発行為に関する計画の変更に伴い、甲及び乙が、開発区域の緑化措置に関し、条例第21条第2項の規定に基づき、新たにみどりの保全に関する協定を締結したときは、この協定は解除したものとみなす。

(協定に関する紛争の解決)

第 12 条 この協定の内容又は履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、乙及び丙は責任をもって解決するように努めなければならない。

(合意管轄)

第 13 条 この協定に関して、訴訟の必要を生じた場合には、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項若しくはこの協定に定めのない事項について疑義が生じたとき、又はこの協定を変更する必要があるときは、その都度甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

○年○月○日

(甲) 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香 川 県
香川県知事



(土地開発協議者)

(乙) 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊟

(上記連帯保証人)

(丙) 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊟

別 紙

開 発 跡 地 緑 化 計 画

1 緑化工事を行う土地の所在

土地開発区域 番地外 その他土地開発行為に係る開発区域内の土地

2 緑化工事の内容

(1) 土地開発行為の完了時

緑化工事は、別添の跡地整備計画書及び緑化計画図等に基づき行うこと。

(2) 土地開発行為の廃止時

次に掲げる区域を審査基準に則って緑化すること。

- ① 土地開発行為の開始前に地域森林計画対象民有林であった区域
- ② ①の区域以外の法面
- ③ その他土地開発区域内の土地の状況等を勘案して知事が指示する区域

(別記様式第 3 号：組合保証及び連帯保証人用)

みどりの保全に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と土地開発協議者 ○○（以下「乙」という。）及び連帯保証人 ○○（以下「丙」という。）とは、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に規定する協議終了通知書（日付番号）の交付を受けて乙が行う土地開発行為（条例第 18 条の規定に基づいて手続を行った開発計画内容の変更を含む。以下「土地開発行為」という。）に係る開発区域の緑化措置に関し、条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、次の条項によりみどりの保全に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、土地開発行為により失われたみどりを回復するために必要な措置を講じることにより、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

（緑化義務）

第 2 条 乙は、前条の目的を達成するため、土地開発行為の完了又は廃止の日までに別紙記載の開発跡地緑化計画（以下「緑化計画」という。）に係る緑化工事（以下「緑化工事」という。）を完了しなければならない。

2 甲は、土地開発行為の完了又は廃止の日前であっても、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙に緑化工事に着手するよう求めることができる。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがあったとき。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがあったとき。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがあったとき。
- (4) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、土地開発行為の継続が著しく困難又は不能となったと甲が認めたとき。

（完了届等）

第 3 条 乙は、緑化工事を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に、その旨を書面により甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の規定による届出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(連帯保証)

第4条 丙は、第2条に定める乙の債務を保証し、乙と連帯して履行の責めを負うものとする。

2 前項の丙の連帯保証債務は、甲が定めたみどりの保全協定実施要領第8条第2項に定める金額の範囲内のものとする。

3 甲は、丙に対し、連帯保証債務の履行を求めるときは、その旨を書面により丙に通知するものとする。

4 前条の規定は、丙が連帯保証人として、乙に代わって緑化工事を行った場合に準用する。

(届出等)

第5条 乙及び丙は、その氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があったときは、直ちに、その旨を書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を怠る等、乙又は丙の責めに帰すべき事由により、甲が行った通知等が延着し、又は到達しなかった場合には、当該通知等は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

(報告及び立入調査)

第6条 甲は、この協定に定める乙又は丙の義務の履行を確保するために必要な限度において、乙又は丙に対し、緑化工事の状況について報告を求め、又は当該職員をして事務所その他の事業場に立ち入り、緑化工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(協定の解除)

第7条 土地開発行為に係る開発区域内の土地の状況等を勘案して、緑化工事の施工が不要又は不能若しくは著しく困難と甲が認めた場合には、甲はこの協定を解除することができる。

2 この協定の締結の日以後、土地開発行為に関する計画の変更に伴い、甲及び乙が、開発区域の緑化措置に関し、条例第21条第2項の規定に基づき、新たにみどりの保全に関する協定を締結したときは、この協定は解除したものとみなす。

(協定に関する紛争の解決)

第8条 この協定の内容又は履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、乙及び丙は責任をもって解決するように努めなければならない。

(合意管轄)

第9条 この協定に関して、訴訟の必要を生じた場合には、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定める事項若しくはこの協定に定めのない事項について疑義が生じたとき、又はこの協定を変更する必要があるときは、その都度甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

○年○月○日

(甲) 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香 川 県
香川県知事



(土地開発協議者)

(乙) 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

(上記連帯保証人)

(丙) 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

別 紙

開 発 跡 地 緑 化 計 画

- 1 緑化工事を行う土地の所在
土地開発区域 番地外 その他土地開発行為に係る開発区域内の土地
- 2 緑化工事の内容
 - (1) 土地開発行為の完了時
緑化工事は、別添の跡地整備計画書及び緑化計画図等に基づき行うこと。
 - (2) 土地開発行為の廃止時
次に掲げる区域を審査基準に則って緑化すること。
 - ① 土地開発行為の開始前に地域森林計画対象民有林であった区域
 - ② ①の区域以外の法面
 - ③ その他土地開発区域内の土地の状況等を勘案して知事が指示する区域

Ⅱ．みどりの保全協定の締結方法等について

条例第 21 条第 2 項の規定に基づくみどりの保全協定（以下「協定」という。）は、開発区域のみどりの保全を図るために、知事と土地開発協議者が締結するものです。

協定の締結が必要な土地開発行為、緑化費用の算定方法等については、みどりの保全協定実施要領（以下「要領」という。）に定められていますが、協定の具体的な締結方法については次のとおりです。

1 保証方法の選択

土地開発協議者は、協定に基づいて、開発区域の整備緑化を行うことを保証するために必要な措置をとることになりますが、その方法としては、要領で**現金による保証**、**組合による保証**、**連帯保証人による保証**の 3 つの方法が定められています。

現金による保証を原則としますが、土地開発協議者が特定の中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）に加入している場合には、組合による保証を選択することができます。また、連帯保証人による保証を選択する場合は、緑化費用の額が 100 万円に満たない土地開発行為を行う土地開発協議者に限られています。

【現金による保証】あらゆる場合に適用

【組合による保証】特定の組合に加入している場合に選択可能

【連帯保証人による保証】緑化費用の額が 100 万円未満の場合に選択可能

以下、それぞれの保証方法を選択した場合の協定の締結方法等について説明します。

2 現金による保証

現金による保証の場合は、金融機関にて緑化費用額の定期預金を作成し、県を質権者とする質権を設定することになります。

なお、預金先は、銀行、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関の本・支店とします。

また、第三者が土地開発協議者に代わり現金保証することを承諾している場合は、当該第三者名義の定期預金による保証もできます。（参考様式 1）

この場合、当該第三者は、土地開発協議者と連帯して整備緑化を行う義務を負うこととなります。

現金による保証の場合の具体的な手順は、次のとおりです。なお、金融機関により異なることもありますので、預金先の金融機関で確認してください。

- ① 土地開発協議者において、金融機関に土地開発協議者名義の定期預金預け

入れ

- ② 土地開発協議者において、金融機関所定の質権設定承諾依頼書（利息を含む）に必要事項を記入、押印後、県に提出
- ③ 県において、質権設定承諾依頼書に知事印押印後、土地開発協議者に返却
- ④ 土地開発協議者から、質権設定承諾依頼書と定期預金証書（通帳式のものを含む。以下同じ。）を金融機関に提出
- ⑤ 金融機関において質権設定の承諾
- ⑥ 土地開発協議者において、質権設定承諾書に公証役場で確定日付取得
- ⑦ みどりの保全に関する協定書（以下「協定書」という。）2通（要領別記様式第1号）に押印（知事、土地開発協議者）
土地開発協議者から、質権設定承諾書、定期預金証書を県に提出
県から定期預金証書等の預り証（別紙1）と協定書1通を土地開発協議者に送付

第三者による現金保証の場合は、当該第三者名義で定期預金を作成することになります。また、協定書（要領別記様式第2号）には知事・土地開発協議者・当該第三者の押印が必要です。

3 組合による保証

組合による保証を選択する場合は、土地開発協議者が組合に加入していることが必要になります。

また、保証を行うことができる組合は、あらかじめ、知事が保証を行う資格があるとして承認した組合に限ります。

知事の承認を受けることを希望する組合は、緑化費用の積み立て等を目的とした規約、決算報告書等の書類を添付して知事に申請を行い、知事はその内容を審査して、その適否等の判断を行います。

なお、知事の承認を受けた組合は、毎事業年度終了後、決算報告書等を知事に提出するものとし、不適切な経理等を行っていることが判明した場合は、組合による保証の承認を取り消すものとします。

組合による保証の場合の具体的な手順は次のとおりです。

- ① 土地開発協議者において、組合の設立又は組合への加入
- ② 組合から、組合保証の資格承認申請書（別紙2）を県に提出
- ③ 知事の承認（別紙3）
- ④ 協定書3通（要領別記様式第3号）に押印（知事、土地開発協議者、組合）
- ⑤ 県から、土地開発協議者及び組合に、それぞれ協定書1通を送付

4 連帯保証人による保証

緑化費用の額が100万円に満たない土地開発行為を行う土地開発協議者は、現金による保証、組合による保証に代えて、連帯保証人による保証も選択できます。

この場合の連帯保証人になることができる者の資格については、法人、個

人は問いませんが、土地開発協議者と特別の関係にある者は連帯保証人となることはできません。

連帯保証人になることができない土地開発協議者と特別の関係にある者とは、規則第2条第2項に規定する土地開発事業者が同一と認められる場合の規定に準じるものとします。(P96～P97 参照)

なお、連帯保証人が土地開発協議者に代わり緑化工事を施工する能力があるかどうかを確認するため、連帯保証人名義の金融機関の預金残高証明書(緑化費用相当額以上)の提出が必要です。

連帯保証人による保証の場合の具体的な手順は次のとおりです。

- ① 土地開発協議者から、連帯保証人名義の預金残高証明書を県に提出
- ② 協定書3通(要領別記様式第3号)に押印(知事、土地開発協議者、連帯保証人)
- ③ 県から、土地開発協議者及び連帯保証人に、それぞれ協定書1通を送付

5 その他

- (1) 協定書に添付する緑化計画図は、事前(変更)協議書に添付したものと同一ものとします。
- (2) 開発計画の変更等に伴い開発区域の緑化計画が変更になった場合には、協定を締結し直すことになります。

(別紙 1)

預 り 証

記

1 定期預金証書〇通

(内訳)

金融機関の店名

名義人

金額

証書番号

証書日付

満期日

2 質権設定承諾書〇通

上記定期預金証書及び質権設定承諾書を 年 月 日付け、みどりの保全に関する協定書第〇条の規定に基づき、確かに預かりました。

年 月 日

土地開発協議者

住 所

氏 名

様

香川県知事

印

(別紙 2)

年 月 日

香川県知事 殿

組合の所在地

組合の名称

代表者氏名

組合による保証資格の承認について

みどりの保全協定実施要領第6条第2項の規定に基づき、組合による保証を行うことができる組合としての承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- ・組合員名簿
- ・定款
- ・決算報告書
- ・緑化費用の積み立てに関する規約等
- ・その他

(別紙 3)

号
年 月 日

〇〇組合
代表者 様

香川県知事 印

組合による保証資格の承認について

年 月 日付けで申請のあった、組合による保証を行うことができる組合としての資格の承認については、みどりの保全協定実施要領第6条第2項の規定に基づき申請のとおり承認します。

なお、毎事業年度終了後、決算報告書等を提出してください。また、定款及び規約等の変更があった場合にも、その旨の報告をお願いします。

(参考様式 1)

みどりの保全協定に係る現金保証承諾書

年 月 日

香川県知事 殿

住所
氏名

私は、〇〇〇〇株式会社が行う土地開発行為に係る整備緑化費用の現金保証として、下記定期預金を担保に提供することを承諾します。

記

1 土地開発行為の概要

土地開発行為を行う土地の所在

土地開発行為の目的

開発区域面積

2 担保提供する定期預金

金融機関名

名義人

金額

証書番号

証書日付

満期日

第5部 条例、規則等

I. 条例	89
II. 規則	96
第1号様式（土地開発行為協議書）	102
第2号様式（土地開発行為変更協議書）	103
第3号様式（土地開発行為変更届出書）	104
第4号様式（土地開発行為着手届出書）	105
第5号様式（土地開発行為休止（廃止）届出書）	106
第6号様式（土地開発行為再開届出書）	107
第7号様式（土地開発行為完了届出書）	108
第8号様式（地位の承継届出書）	109
第9号様式（身分証明書）	110
III. その他様式	111
添付様式第1号（土地開発行為説明会等実施状況報告書）	111
添付様式第2号（防災施設一覧表）	112
添付様式第3号（排水施設計画流量計算表）	113
添付様式第4号（沈砂池容量計算表）	114
添付様式第5号（流下能力計算表）	115
添付様式第6号（開発区域下流河川・水路等現況調査票）	116
添付様式第7号（下流河川・水路等の縦断勾配図）	117
添付様式第8号（工程表）	118
参考様式1（土地開発行為施行同意書）	119
参考様式2（水利権者等の同意書）	120
IV. 協議書等の提出窓口関係機関	121

I. 条例

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例

平成 14 年 3 月 27 日
香川県条例第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 緑化の推進とみどりの保全に関する施策
 - 第 1 節 緑化推進等基本計画（第 6 条）
 - 第 2 節 緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方（第 7 条—第 12 条）
 - 第 3 節 緑化推進地域（第 13 条—第 15 条）
 - 第 4 節 土地開発行為の事前協議等（第 16 条—第 24 条）
- 第 3 章 雑則（第 25 条・第 26 条）
- 第 4 章 罰則（第 27 条—第 30 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、狭あいな県土を有し、その森林等の占める割合が低く、高度な土地利用が行われている本県において、みどりが有する県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止その他の公益的機能の重要性にかんがみ、県民の参加と協働の下、県土の計画的な緑化を推進するとともに、みどりを保全するために必要な土地利用の調整を行うことにより、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）みどり 樹木等の植物が生育する森林、農地、草地その他これらに類する土地が形成している環境をいう。
- （2）土地開発行為 次に掲げる行為をいう。
 - ア 土石を採取し、又は鉱物を掘採すること。
 - イ 土砂等により土地を埋め立てること。
 - ウ ア及びイに掲げる行為のほか、土地の形質を変更すること。
- （3）土地開発事業者 土地開発行為を自ら行い、又は他の者に行わせる者をいう。
- （4）開発区域 土地開発行為を行う土地の区域をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策について、県民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、県が実施する緑化の推進とみどりの保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町との連携)

第5条 県は、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 緑化の推進とみどりの保全に関する施策

第1節 緑化推進等基本計画

第6条 知事は、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画（以下「緑化推進等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、緑化推進等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、緑化推進等基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、緑化推進等基本計画の変更について準用する。

第2節 緑化の推進とみどりの保全に関する基本的考え方

(公共施設の緑化)

第7条 県は、その設置し、又は管理する道路、都市公園、学校、公営住宅、庁舎等の公共施設について、知事が定める基準により、緑化を行うものとする。

(民間施設の緑化)

第8条 事務所又は事業所の所有者又は管理者は、その敷地内において緑化に努めるものとする。

(地域の緑地の保全等)

第9条 県は、地域住民の交流を促し、地域に対する誇りや愛着を育むため、地域において象徴となる緑地を保全し、及び確保するものとする。

(水辺のみどりの保全等)

第10条 県は、水辺のみどりが多様な生物の生育環境や生息環境となっていることにかんがみ、水辺のみどりを保全し、及び確保するものとする。

(森林の保全等)

第11条 県は、森林の有する公益的機能を確保するため、森林を保全し、及び整備するものとする。

(農地の保全等)

第12条 県は、農地、ため池等がみどり豊かな生活空間や田園景観を形成していることにかんがみ、農地、ため池等を保全し、及び確保するものとする。

第3節 緑化推進地域

(緑化推進地域の指定)

- 第13条 知事は、緑化を推進することが特に必要であると認める土地の区域を緑化推進地域として指定することができる。
- 2 知事は、緑化推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する緑化計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。
- 3 前項の場合においては、知事は、当該地域の区域内の土地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）から意見を聴くものとする。
- 4 知事は、緑化推進地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 第2項前段及び前2項の規定は緑化推進地域の区域の変更及び指定の解除について、第2項後段の規定は緑化推進地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(緑化計画の決定)

- 第14条 知事は、指定に係る緑化推進地域の区域内の土地所有者等が作成した緑化計画（緑化推進地域における緑化に関する計画をいう。以下同じ。）の案を審査し、緑化計画を決定する。
- 2 知事は、緑化計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
- 3 前条第2項前段及び前2項の規定は緑化計画の変更について、同条第2項前段及び前項の規定は緑化計画の廃止について、それぞれ準用する。

(緑化推進地域における緑化の推進)

- 第15条 緑化推進地域の区域内の土地所有者等は、緑化計画に基づき、当該区域内において緑化を推進しなければならない。
- 2 知事は、緑化推進地域の区域内の土地所有者等に対し、緑化の推進に関し必要な支援を行うことができる。
- 3 知事は、前項の規定により財政的支援を行う場合において、必要があると認めるときは、緑化推進地域の区域内の土地所有者等と緑化を推進するために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

第4節 土地開発行為の事前協議等

(事前協議)

- 第16条 土地開発事業者は、次に掲げる土地開発行為を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。
- (1) 開発区域に含まれる森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.1ヘクタール以上である土地開発行為
- (2) 開発区域の面積が1ヘクタール以上である土地開発行為（前号に掲げる土地開発行為を除く。）
- (3) 前2号に掲げる土地開発行為に相当する土地開発行為で規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、次に掲げる土地開発行為には適用しない。
- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可に係る土地開発行為（森林法第10条の2第1項の許可に係る土地開発行為を除く。）

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の許可に係る土地開発行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う土地開発行為
 - (4) 軽易な土地開発行為その他の規則で定める土地開発行為
- 3 土地開発事業者は、第 1 項の規定による協議をしようとするときは、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。この場合において、土地開発事業者は、当該協議に係る土地開発行為を行うにつき法令等の規定により許可、認可その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を要することとされているときは、当該協議書を当該許認可等に係る申請等の手続に先立ち提出するよう努めなければならない。

（開発計画の審査等）

- 第 17 条 知事は、前条第 1 項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る土地開発行為に関する計画（以下「開発計画」という。）が、県土の保全、水資源のかん養その他のみどりの公益的機能を保全するための基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他の規則で定める事項を記載した書面（以下「協議終了通知書」という。）を当該協議を行った土地開発事業者に交付するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による審査に当たっては、関係市町長の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定により協議終了通知書を交付したときは、関係市町長にその旨を通知するものとする。
- 4 知事は、第 1 項の基準を定めたときは、これを公表するものとする。

（変更協議等）

- 第 18 条 協議終了通知書の交付を受けた土地開発事業者（以下「土地開発協議者」という。）は、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が軽微な変更その他の規則で定める変更であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による協議をしようとする土地開発協議者は、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る開発計画が前条第 1 項の基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他の規則で定める事項を記載した書面（以下「変更協議終了通知書」という。）を当該協議を行った土地開発協議者に交付するものとする。
- 4 第 16 条第 3 項後段の規定は第 2 項の規定による協議書の提出について、前条第 2 項の規定は前項の規定による審査について、同条第 3 項の規定は前項の規定による変更協議終了通知書の交付について、それぞれ準用する。
- 5 土地開発協議者は、第 1 項ただし書に規定する変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（行為の制限）

- 第 19 条 土地開発事業者は、第 17 条第 1 項の規定による協議終了通知書の交付を受けなければ、第 16 条第 1 項各号に掲げる土地開発行為を行ってはならない。ただし、当該土地開発行為が同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 2 開発計画の内容の変更（前条第 1 項ただし書に規定する変更を除く。）をしようとする土地開発協議者は、当該変更に係る同条第 3 項の規定による変更協議終了通知書の交付を受けなければ、当該変更に係る土地開発行為を行ってはならない。

(土地開発行為の着手の届出等)

第20条 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為に着手したときは、当該着手の日から5日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を完了したときは、当該完了の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前2項の規定による届出があった場合において、みどりの保全を図るために必要があると認めるときは、当該土地開発協議者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(土地開発協議者の緑化義務)

第21条 土地開発協議者は、開発計画に係る土地開発行為を行うときは、当該開発区域において適切な緑化を行わなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、土地開発協議者と開発計画に係る開発区域のみどりの保全を図るために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

(命令)

第22条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、土地開発行為を停止し、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第19条第1項又は第2項の規定に違反して土地開発行為を行った土地開発事業者

(2) 詐欺その他の不正の行為により協議終了通知書又は変更協議終了通知書（以下「協議終了通知書等」という。）の交付を受けて土地開発行為を行った土地開発事業者

(公表)

第23条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当する土地開発事業者

(2) 協議終了通知書等に記載された事項と異なる土地開発行為を行った土地開発事業者

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入検査等)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地開発協議者に対し、開発計画に係る土地開発行為の状況について報告を求め、又はその職員に、事務所その他の事業場に立ち入り、当該土地開発行為の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 雑則

(許認可等に対する配慮)

第25条 知事は、土地開発協議者が開発計画に係る土地開発行為を行うにつき法令等の規定により許認可等を要することとされている場合において、当該許認可等の権限を有するときは、協議終了通

知書等の内容を配慮して当該許認可等を行うものとする。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 罰則

第 27 条 第 22 条の規定による命令に違反した者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 28 条 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して土地開発行為を行った者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 29 条 第 24 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章第 4 節、第 25 条及び第 4 章の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に知事が定めている緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画は、第 6 条第 1 項の規定により定められた緑化推進等基本計画とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
(香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例の一部改正)
- 4 香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例（昭和 49 年香川県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県自然環境保全条例

目次中「自然環境保全等基本方針」を「自然環境保全基本方針」に、「第 6 章 緑化の推進（第 30 条—第 34 条）」を「第 6 章 削除」に改める。

第 1 条から第 5 条までの規定及び第 8 条中「と緑化の推進」を削る。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 自然環境保全基本方針

第 9 条の見出しを「(自然環境保全基本方針)」に改め、同条第 1 項中「と緑化の推進」を削り、「自然環境保全等基本方針」を「自然環境保全基本方針」に改め、同条第 2 項中「自然環境保全等基本方針」を「自然環境保全基本方針」に改め、「の各号」を削り、同項第 2 号中「と緑化の推進」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、「と緑化の推進」を削り、同号を同項第 3 号とし、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「自然環境保全等基本方針」を「自然環境保全基本方針」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 削除

第30条から第34条まで 削除

(香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正前の香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例の規定により指定され、又は決定された緑化推進地域及び緑化計画は、この条例の規定により指定され、又は決定された緑化推進地域及び緑化計画とみなす。

(香川県環境審議会条例の一部改正)

- 6 香川県環境審議会条例（平成6年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに香川県公害防止条例（昭和46年香川県条例第1号）、香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例（昭和49年香川県条例第17号）、香川県自然海浜保全条例（昭和55年香川県条例第24号）、香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）及び香川県環境基本条例（平成7年香川県条例第4号）」を「及び条例」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則（令和7年3月25日条例第1号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

Ⅱ．規則

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則

平成 15 年 3 月 5 日
香 川 県 規 則 第 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議を要する土地開発行為)

第2条 条例第 16 条第 1 項第 3 号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為（同項第 1 号又は第 2 号に掲げる土地開発行為を除く。）とする。

(1) 開発区域に隣接する土地（開発区域に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となっている民有林（以下「民有林」という。）が含まれる場合にあっては、近接する土地を含む。以下「隣接地」という。）において行われた土地開発行為（条例第 16 条第 2 項各号に掲げる土地開発行為を除く。以下この項において同じ。）が完了した日から起算して 5 年を経過する日以前に、当該開発区域において行おうとする土地開発行為で、当該開発区域の土地開発事業者と当該隣接地の土地開発事業者が同一の者であるものであり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 開発区域に含まれる民有林の面積と隣接地において行われた土地開発行為に係る区域に含まれる民有林（含まれていた民有林を含む。）の面積を合計した面積が条例第 16 条第 1 項第 1 号に規定する要件に該当すること。

イ 開発区域の面積と隣接地において行われた土地開発行為に係る区域の面積を合計した面積が条例第 16 条第 1 項第 2 号に規定する要件に該当すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、隣接地において行われた土地開発行為が完了した日から起算して 3 年を経過する日以前に、当該開発区域において行おうとする土地開発行為で、隣接地における土地開発行為と一体性を有すると認められる次に掲げるもののいずれかに該当するものであり、かつ、前号ア又はイに掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 店舗又は共同住宅のための駐車場、工場のための資材置場又は作業場等隣接地における土地開発行為により設置された施設と機能の上で相互に関連し、一体となっている施設を設置するための土地開発行為

イ 土石の採取区域の拡張、土砂等による埋立地の拡張等隣接地における土地開発行為と同種の土地開発行為であり、かつ、隣接地における土地開発行為により設置された管理棟、出入口、通路、調整池等の施設を共用する土地開発行為

2 前項第 1 号の場合において、次の各号に掲げる開発区域の土地開発事業者の区分に応じ、当該各号に定める者が隣接地の土地開発事業者であるときは、当該隣接地の土地開発事業者は、当該開発区域の土地開発事業者と同一の者とみなす。

(1) 法人の場合 次のいずれかに該当する者

ア 当該法人の役員又はその役員の配偶者若しくは同居の親族

イ アに掲げる者が役員である法人

ウ 当該法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数又は出資の金額の総額の 100 分の 50 を超える当該株式の数又は出資の金額（以下「過半数の株式等」という。）を所有する者（当該者が法人である場合は、その役員を含む。）

エ 当該法人によって過半数の株式等が所有されている法人又はその役員

(2) 個人の場合 次のいずれかに該当する者

ア 当該個人の配偶者又は同居の親族

イ 当該個人又はアに掲げる者が役員である法人

ウ 当該個人若しくはアに掲げる者によって過半数の株式等が所有されている法人又はその役員

(協議を要しない土地開発行為)

第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。

(1) 国、地方公共団体又は次に掲げる法人が行う土地開発行為

ア 国立研究開発法人森林研究・整備機構

イ 独立行政法人水資源機構

ウ 土地開発公社

(2) 次に掲げる事業として行われる土地開発行為

ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設を設置するための事業及び同項第2号に規定する区画整理

イ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（イに該当するものを除く。）

(3) 次に掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為

ア 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

ウ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

エ 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設

オ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設

カ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

キ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館

ク 航空法（昭和27年法律第231号）による空港に設置される施設で当該空港の機能を確保するため必要なもの若しくは当該空港を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

ケ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）

コ 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設

サ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル

シ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物

- ス 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
- セ 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設
- ソ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- タ 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 2 条第 2 項に規定する高速道路及び当該高速道路と連結して設置される施設で当該高速道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他のもの
- (3) の 2 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 21 条第 1 項若しくは第 4 項（同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る土地開発行為又は同法第 23 条第 1 項若しくは第 3 項（同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る土地開発行為
- (3) の 3 法令等又はこれに基づく処分による義務の履行として行われる土地開発行為
- (4) 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可に係る土地開発行為を除く。）
- (5) 林業を営むために行われる土地開発行為（土石の採取又は土砂等による埋立てを伴う土地開発行為及び森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可に係る土地開発行為を除く。）
- (6) 土地の通常の管理のために必要な土地開発行為

（土地開発行為協議書）

第 4 条 条例第 16 条第 1 項の規定による協議をしようとする者（以下この条において「協議者」という。）は、土地開発行為協議書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 位置図、現況図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図、求積図、防災施設等構造図及び緑化計画図
- (2) 防災施設等設計計算書及び土工量計算書
- (3) 利害関係人の同意書
- (4) 開発区域内の土地の登記事項証明書
- (5) 協議者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書
- (6) 協議者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (7) 香川県の県税に係る納税証明書（協議者が香川県内に住所等を有しない場合にあっては、住所がある都道府県の都税又は道府県税に係る納税証明書）
- (8) 工程表
- (9) 現況写真
- (10) その他知事が必要と認める書類

（協議終了通知書に記載する事項）

第 5 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 17 条第 1 項に規定する開発計画の適否及びその理由
- (2) 土地開発行為の実施に当たり遵守すべき事項
- (3) その他知事が必要と認める事項

(協議を要しない開発計画の変更)

第6条 条例第18条第1項ただし書の規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 土地開発行為の目的の変更
- (2) 開発区域の面積の2割以上の面積を増加させる変更
- (3) 調整池、沈砂池、擁壁等主要な防災施設の変更
- (4) 土地開発行為に伴う切土、盛土等の土工量の2割以上の量を増加させる変更
- (5) 土地開発行為の実施期間について2年を超える期間延長させる変更
- (6) 森林法第10条の2第1項の許可を要することとされる変更

(土地開発行為変更協議書等)

第7条 条例第18条第1項の規定による協議をしようとする者は、土地開発行為変更協議書(第2号様式)に、第4条各号に掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、条例第18条第3項に規定する変更協議終了通知書について準用する。

(土地開発行為変更届出書)

第8条 条例第18条第5項の規定による届出は、土地開発行為変更届出書(第3号様式)に、第4条各号に掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付して行わなければならない。

(土地開発行為着手届出書等)

第9条 条例第20条第1項の規定による届出は、土地開発行為着手届出書(第4号様式)により行わなければならない。

- 2 条例第20条第2項の規定による届出は、土地開発行為休止(廃止)届出書(第5号様式)に当該休止又は廃止のために講じた措置の内容を明らかにした書類を添付して行わなければならない。
- 3 条例第20条第2項の規定により土地開発行為を休止する旨の届出を行った者は、当該届出に係る土地開発行為を再開したときは、当該再開の日から5日以内に、土地開発行為再開届出書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。
- 4 条例第20条第3項の規定による届出は、土地開発行為完了届出書(第7号様式)により行わなければならない。

(地位の承継)

第10条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の条例第18条第1項に規定する土地開発協議者の一般承継人(分割による承継の場合にあっては、条例第16条第1項又は第18条第1項の規定による協議に係る土地開発行為を行う土地を承継する法人に限る。)は、被承継人が有していた当該土地開発協議者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該承継の日から15日以内に、地位の承継届出書(第8号様式)に当該承継があったことを証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(公表)

第11条 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地開発事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) その他知事が必要と認める事項

(身分証明書)

第 12 条 条例第 24 条第 2 項の証明書は、第 9 号様式によるものとする。

(書類の提出部数)

第 13 条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本 1 通及び写し 2 通とする。ただし、開発区域が 2 以上の市町の区域にわたるときの写しの部数は、1 に関係市町の数を加えた部数とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 条例第 16 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の規定は、次に掲げる土地開発行為については、適用しない。ただし、この規則の施行の日以後において法令等の規定により新たに許可、認可その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を要することとされる場合は、この限りでない。

(1) この規則の施行の際現に土地開発行為が行われている土地の区域における土地開発行為（次号又は第 3 号に掲げる土地開発行為を除く。）

(2) 法令等の規定により許認可等を要する土地開発行為で、この規則の施行の際現に当該許認可等を受け、又はその申請等がされているもの

(3) この規則の施行前に香川県大規模土地開発事業指導処理要綱(昭和 48 年香川県告示第 35 号)の規定による協議が開始され、又は香川県森林保全対策要綱（平成 4 年香川県告示第 477 号）の規定による届出がされた土地開発行為

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

3 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成 12 年香川県規則第 117 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項の次に次のように加える。

3 の 2 特例条例別表 第 2 の 3 の 2 の項の 規則で定める書類	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号。以下この項において「条例」という。）及びみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成 15 年香川県規則第 6 号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの ア 条例第 16 条第 3 項及び第 18 条第 2 項に規定する協議書 イ 規則第 8 条、第 9 条及び第 10 条第 2 項に規定する届出書
---	---

附 則（平成 15 年 9 月 24 日規則第 88 号）

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日規則第 15 号抄）

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 22 日規則第 64 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定（同号ホを削る部分を除く。）は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 4 日規則第 10 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 号ヲの改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日規則第 90 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 10 月 20 日規則第 92 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 15 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 27 日規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成 23 年 11 月 4 日規則第 66 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 8 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日規則第 5 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 11 日規則第 41 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に第 3 条の規定による改正前のみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第 3 条第 3 号ケ又はシに掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為（第 3 条の規定による改正後のみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第 3 条第 3 号ケ又はシに掲げる施設を設置するために行われるものを除く。）を行っている土地開発事業者は、当該土地開発行為についてみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号）第 16 条第 1 項の規定による協議を行ったものとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日規則第 12 号）

1 この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 7 月 15 日規則第 60 号）

1 この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年 8 月 30 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 23 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則第 26 号）

1 この規則中第 3 条及び第 9 号様式の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 1 号様式及び第 2 号様式の改正規定は同年 10 月 1 日から施行する。

2 改正前の第 1 号様式、第 2 号様式及び第 9 号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

土地開発行為協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

土地開発行為を行いたいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 16 条第 1 項の規定により協議します。

土地開発行為の目的							
土地開発行為を行う土地の所在		市・郡・町大字・字・番地		地目	開発区域面積	所有者	備考
		合 計					
開発区域面積の内訳		森 林	農 地	宅 地	里道・水路・その他	合 計	
主要工事計画	土 工 関 係	切土量 m ³	最大切土高 m	切土法 ^{のりこう} 勾配 1 :			
		盛土量 m ³	最大盛土高 m	盛土法 ^{のりこう} 勾配 1 :			
		捨土量 m ³		最大法 ^{のり} 面積 m ²			
防 災 施 設 関 係	土留工(擁壁)	m	植 栽 工	m ²			
	暗 き ょ 工	m	法面緑化工	m ²			
	水 路 工	m					
	沈 砂 池	箇所(貯砂容量 m ³)	洪水調整池	箇所(調整容量 m ³)			
事業費計画	事 業 費 の 内 訳				資 金 計 画		
	区 分	数 量	単 価	金 額	種類又は名称	金 額	
			円	千円		千円	
土地開発行為の実施予定期間		着手 年 月 日 完了 年 月 日 (箇月間)					
施 工 者		住 所 氏 名(法人名・代表者名) 連絡先					

注 1 開発区域面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第 4 位まで記載してください。

2 土地開発行為を行う土地の所在が地域森林計画対象民有林である場合は、備考欄にその旨を記載してください。

3 協議者と施工者が同一の場合は、施工者欄の記載を省略することができます。

4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

土地開発行為変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

年 月 日付け 第 号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について開発計画の内容を変更したいので、みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定により協議します。

変 更 理 由							
変更予定年月日		年 月 日					
土地開発行為の目的							
土地開発行為を行う土地の所在		市・郡・町大字・字・番地		地目	開発区域面積	所有者	備考
		合 計					
開発区域面積の内訳		森 林	農 地	宅 地	里道・水路・その他	合 計	
主要工事計画	土 工 関 係	切土量 m ³	最大切土高 m	切土法勾配 1 :			
		盛土量 m ³	最大盛土高 m	盛土法勾配 1 :			
防災施設関係		捨土量 m ³		最大法面積 m ²			
		土留工(擁壁) m	植 栽 工 m ²				
事業費計画	区 分		数 量	単 価	金 額	種類又は名称	金 額
				円	千円		千円
土地開発行為の実施予定期間		着手 年 月 日 完了 年 月 日 (箇月間)					
施 工 者		住 所 氏 名(法人名・代表者名) 連絡先					

注1 変更しようとする事項について、変更前及び変更後の内容がわかるように記載してください。
2 開発区域面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載してください。
3 変更内容のわかる図面、写真等必要な書類を添付してください。
4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

土地開発行為変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

年 月 日付け 第 号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について開発計画の内容を変更するので、みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第5項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的		
土地開発行為を行う土地の所在		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

注1 変更内容のわかる図面、写真等必要な書類を添付してください。

土地開発行為着手届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

年 月 日付け 第 号で（変更）協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為に着手したので、
みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 20 条第 1 項の規定により届け出ます。

土 地 開 発 行 為 の 目 的	
土地開発行為を行う土地の所在	
土 地 開 発 行 為 の 着 手 年 月 日	年 月 日
土地開発行為の完了予定年月日	年 月 日
参 考 事 項	

土地開発行為休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

年 月 日付け 第 号で（変更）協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為を休止（廃止）するので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第20条第2項の規定により届け出ます。

土 地 開 発 行 為 の 目 的	
土地開発行為を行う土地の所在	
土地開発行為の実施予定期間	着 手 年 月 日 年 月 日
	完了予定年月日 年 月 日
届 出 の 種 別	休止 ・ 廃止
休 止（ 廃 止 ） 予 定 年 月 日	年 月 日
休 止（ 廃 止 ） の 理 由	
開発区域において休止（廃止）の ために講じた措置の概要	
再開予定年月日（休止の場合）	年 月 日
参 考 事 項	

注1 休止（廃止）のために講じた措置の内容のわかる計画書、図面等の書類を添付してください。

土地開発行為再開届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

休止していた土地開発行為を再開したので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により届け出ます。

土 地 開 発 行 為 の 目 的	
土地開発行為を行う土地の所在	
土 地 開 発 行 為 の 休 止 年 月 日	年 月 日
土 地 開 発 行 為 の 再 開 年 月 日	年 月 日
土地開発行為の完了予定年月日	年 月 日
参 考 事 項	

土地開発行為完了届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

年 月 日付け 第 号で（変更）協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為が完了したので、
みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第20条第3項の規定により届け出ます。

土 地 開 発 行 為 の 目 的	
土地開発行為を行った土地の所在	
土 地 開 発 行 為 の 着 手 年 月 日	年 月 日
土 地 開 発 行 為 の 完 了 年 月 日	年 月 日
参 考 事 項	

地位の承継届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

年 月 日付け 第 号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について土地開発協議者の地位を承継したので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第10条第 2 項の規定により届け出ます。

土 地 開 発 行 為 の 目 的	
土地開発行為を行う土地の所在	
被 承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名)	
承 継 年 月 日	年 月 日
地 位 の 承 継 理 由	
参 考 事 項	

注 1 地位の承継があったことを証明する書類を添付してください。

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

香川県知事 印

写

真

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

Ⅲ. その他様式

添付様式第1号

土地開発行為説明会等実施状況報告書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり土地開発行為について説明会等を実施したので報告します。

地域住民に対する説明会	開催日時	年 月 日 時～ 時まで
	開催場所	
	出席者	地域住民 説明者
	内容等	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答等について記載する。（開催できなかった場合は、対応状況等を記載する。）
関係市町に対する説明会	開催日時	年 月 日 時～ 時まで
	開催場所	
	出席者	市 町 説明者
	内容等	説明概要、市町からの要望、説明者の回答等について記載する。

添付様式第 2 号

防災施設一覧表

防災施設の名称等	数 量	単 位	内 訳 及 び 規 格 等	施設の設置・未設置	備 考
(記載例)					施設に係る仕様など
1号排水路	120	m	深さ、幅など		
1号排水管	300	m	管径など		
1号沈砂池	1	箇所	容量、深さ、幅など		
1号調整池	1	箇所	容量、深さ、堤長、高さ、体積など		

[illegible][illegible]

添付様式第4号

沈砂池容量計算表

沈砂池名又は番号	区分	集水域の状況					流出土砂量										沈砂施設				安全率	備考	
		集水域面積 (ha)	利用区分				裸地			皆伐地、草地、道路			林地			計 (m³)	種別	構造					貯砂量 (m³)
			裸地 (ha)	皆伐地 (ha)	道路 (ha)	林地 (ha)	1年 流出 土砂 当り 量 (m³)	期 間 (年)	土砂 量 (m³)	1年 流出 土砂 当り 量 (m³)	期 間 (年)	土砂 量 (m³)	1年 流出 土砂 当り 量 (m³)	期 間 (年)	土砂 量 (m³)								
開発期間中																							
開発終了後																							

※ 土地開発行為の期間中と終了後に分けて記述すること。

流 下 能 力 計 算 表

測 点 No.	堤間隔 B (m)	断 面 積 A (m ²)	潤 辺 長 P (m)	径深 R=A/P (m)	河床勾配 I	粗度係数 n	流速 V (m/sec)	流量 Q (m ³ /sec)	流域面積 CA (ha)	比流量 q=Q/CA (m ³ /sec/ha)

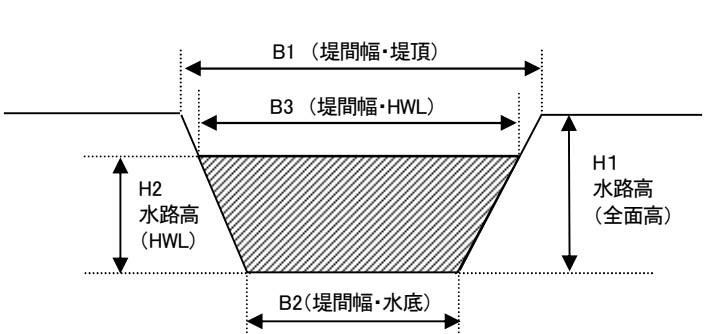
開発区域下流河川・水路等現況調査票

測点番号 No. _____

写 真

河川・水路等の断面に測定器具(スタッフ等)をあて、
水路の高さ・幅が読みとれるように写真を撮影すること。

◎ 現況断面図(縮尺を記入のこと)



◎ 主要諸元一覧表

堤 間 隔 B1 (堤 頂)		流 水 の A 断 面 積	
堤 間 隔 B2 (水 底)		流 水 の P 潤 辺 長	
堤 間 隔 B3 (HWL)		径 深 R (A/P)	
水 路 高 H1 (全断面)		勾 配 I (%表示)	
水 路 高 H2 (HWL)		粗度係数 N	

◎ 流下能力計算

$$V = 1 / N \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$$Q = A \times V$$

☆留意事項

河川・水路等のHWLの考え方については、当該河川等の管理者の指導に従うこと。

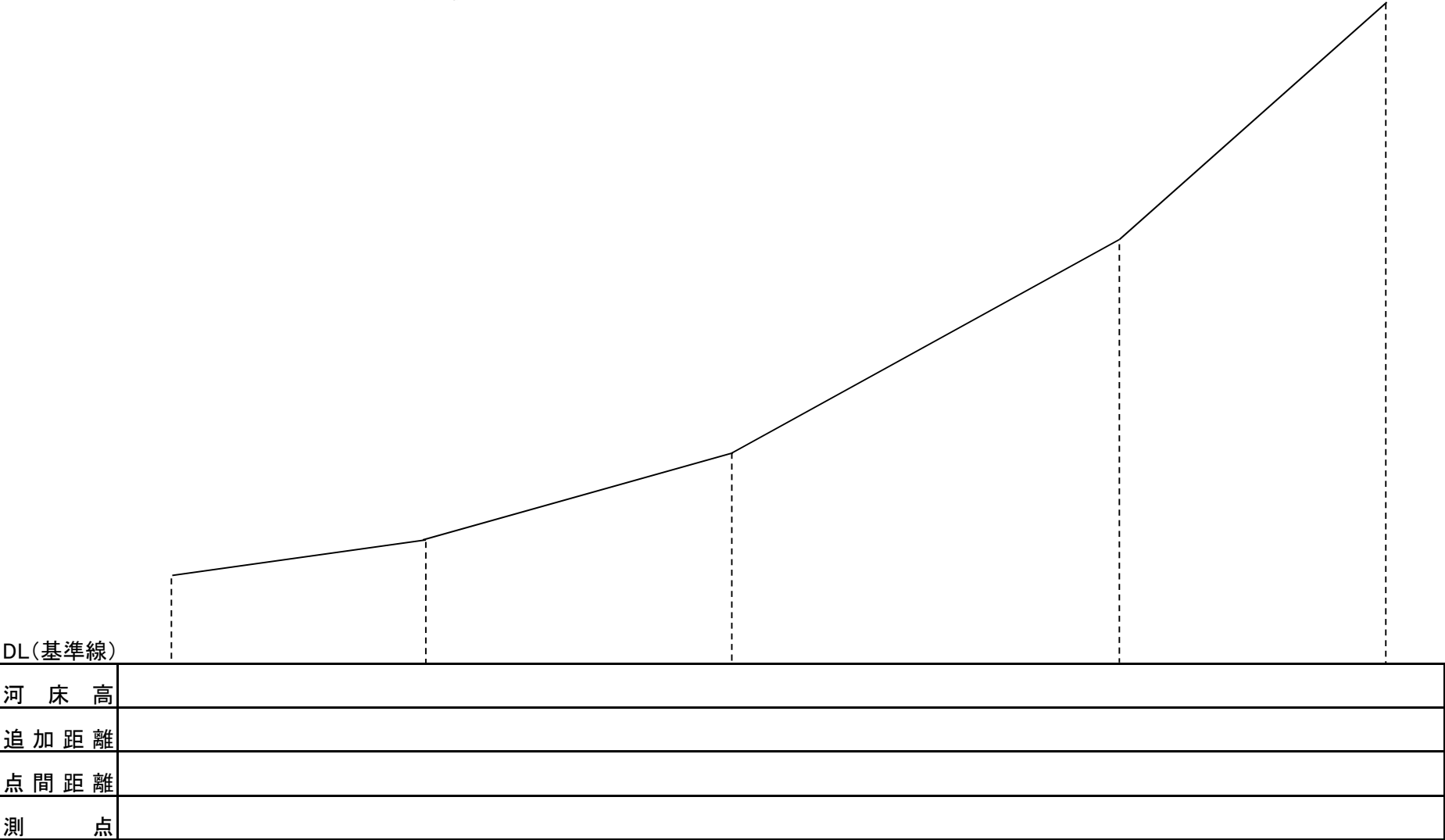
添付様式第7号

下流河川・水路等の縦断勾配図

○ ○ 川 縦 断 面 図

縮尺:縦1/〇〇〇〇

縮尺:横1/〇〇〇〇



添付様式第8号

工程表

土地開発行為に係る事業又は施設の名称

(事業期間 　　　　　 か年)

[illegible]

(参考様式1)

土地開発行為施行同意書

土地開発事業者の住所、氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)	住所	
	氏名	
土地開発行為を行う土地の所在	市 町大字 字 番 郡	
土地開発行為の目的		

上記に係る土地開発行為の施行及び土地開発行為の完了後の開発区域の緑化については、異議なく同意します。

権利の種類	同意年月日	同意権者の住所及び氏名	
	同意の有効期限		
	年 月 日	住所	市 町大字 字 番 郡
	年 月 日	氏名	印

同意に係る土地の所在	地目又は工作物の種類	摘 要
市 町大字 字 番 郡		

注 1 「同意権者」とは、開発区域の土地等に関する権利を有する者等とする。

2 共有の場合は、共有者名簿を添付すること。

(参考様式2)

水利権者等の同意書

開発行為の内容

土地開発事業者の住所、氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)	住所				
	氏名				
土地開発行為を行う土地の所在	市 郡	町大字	字	番	
土地開発行為の目的					

土地開発行為の施行に当たり、雨水等の表流水等を、当水利組合(当改良区)管轄の既設水路に放流することについては、異議なく同意します。

年 月 日 (同意の有効期限 年 月 日)

水利組合 所 在
(土地改良区)

組合長
(理事長)

印

Ⅳ. 協議書等の提出窓口関係機関

協議書、届出書等の提出窓口は、開発区域を管轄する市町の担当課です。

No.	市 町	担当課	T E L	郵便番号	所 在 地	管 轄
1	高 松 市	農林水産課	087-839-2422	760-8571	高松市番町一丁目 8 番 15 号	東部林業事務所
2	さぬき市	農林水産課	087-894-1116	769-2195	さぬき市志度 5385 番地 8	
3	東かがわ市	農林水産課	0879-26-1303	769-2792	東かがわ市湊 1847 番地 1	
4	三 木 町	農 林 課	087-891-3308	761-0692	木田郡三木町大字氷上 310 番地	
5	直 島 町	建設経済課	087-892-2224	761-3110	香川郡直島町 1122 番地 1	
6	丸 亀 市	農林水産課	0877-24-8845	763-8501	丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号	西部林業事務所
7	坂 出 市	農林水産課	0877-44-5012	762-8601	坂出市室町二丁目 3 番 5 号	
8	善 通 寺 市	農 林 課	0877-63-6316	765-8503	善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号	
9	観 音 寺 市	農林水産課	0875-23-3931	768-8601	観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号	
10	三 豊 市	農林水産課	0875-73-3040	767-8585	三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1	
11	綾 川 町	経 済 課	087-876-5282	761-2392	綾歌郡綾川町滝宮 299 番地	
12	宇 多 津 町	地域整備課	0877-49-8012	769-0292	〃 宇多津町 1881 番地	
13	琴 平 町	農 政 課	0877-75-6709	766-8502	仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10	
14	多 度 津 町	産 業 課	0877-33-1113	764-8501	〃 多度津町栄町三丁目 3 番 95 号	
15	まんのう町	農 林 課	0877-73-0105	766-8503	〃 まんのう町吉野下 430 番地	
16	土 庄 町	農林水産課	0879-62-7007	761-4192	小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 2	小豆
17	小 豆 島 町	住民生活課	0879-82-7004	761-4492	〃 小豆島町片城甲 44 番地 95	

県における協議書等の経由・審査担当機関は次のとおりです。

経由	香川県東部林業事務所	087-849-0444	761-0446	高松市東植田町 1210 番地 3
	香川県西部林業事務所	0877-73-2347	766-0021	仲多度郡まんのう町四條 1192 番地 1
	香川県小豆総合事務所環境森林課	0879-62-5650	761-4121	小豆郡土庄町淵崎甲 2079 番地 5
審査	香川県みどり保全課	087-832-3463	760-8570	高松市番町四丁目 1 番 10 号